人吉市こども計画

みんなが笑顔で　自分らしく暮らせるまち

こどもまんなか　ひとよし

【令和７年度～11 年度】



令和７年３月

熊本県　人吉市

はじめに

～みんなが笑顔で　自分らしく暮らせるまち

こどもまんなか　ひとよし～



近年、少子高齢化の急速な進行と同時に、感染症拡大の影響やライフスタイルの変化に伴い、核家族化や地域とのつながりの希薄化がますます進み、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中、国においては、令和５年４月１日に「こども基本法」が施行されるとともに、内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。これらを通じて、すべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みが推進され、地方自治体にも一層の支援充実が求められています。また、令和６年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、子育て支援施策の更なる拡充が進められています。

本市では、令和２年３月に「第２期人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する取組を進めてまいりました。このたび、近年の社会潮流や本市の状況、住民のニーズを踏まえ、こどもの最善の利益が実現されるまちを目指し、新たに「人吉市こども計画」を策定しました。

本計画は、「みんなが笑顔で　自分らしく暮らせるまち　こどもまんなか　ひとよし」を基本理念とし、今後５年間を計画期間としています。本計画に基づき、こども・家庭・地域が一丸となって「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組むため、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきたました人吉市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、調査等にご協力いただき、貴重なご意見等をいただきました関係者及び住民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

人吉市長　松岡　隼人

目次

第１章　計画策定にあたって 1
　１．計画の背景と趣旨 1
　２．計画の性格と位置づけ 2
　３．計画の期間 3
　４．計画の対象 4
　５．計画の策定体制 5
第２章　こどもと子育て家庭を取り巻く現状 6
　１．統計データからみる現状 6
　２．アンケート調査結果のとりまとめ 23
　３．関係団体アンケート調査結果のとりまとめ 36
　４．第２期計画の取組の評価 40
　５．第２期計画の目標事業量の達成状況 46
　６．現状・課題のまとめ 50
第３章　計画の基本的な考え方 52
　１．基本理念 52
　２．基本目標 53
　３．施策の体系 54
第４章　計画の取組 55
　１－１．こども・若者の権利を守る 55
　１－２．こども・若者の安全を守る 61
　１－３．こども・若者の成育環境をつくる 64
　１－４．こども・若者の生活を支援する 70
　２－１．こどもの誕生から幼児期までの支援 74
　２－２．児童・生徒期への支援 80
　２－３．若者への支援 82
　２－４．子育て世帯への支援 84
第５章　量の見込みと確保方策 87
　１．教育・保育提供区域の設定 87
　２．教育・保育事業 87
　３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 93
第６章　計画の推進体制 106
　１．推進体制 106
　２．計画の進行管理 106
　３．計画の見直し 107
資料編 108
　１．人吉市子ども・子育て基本条例 108
　２．人吉市子ども・子育て会議委員名簿 114
　３．人吉市子ども・子育て会議の開催経過 115

第１章　計画策定にあたって

１．計画の背景と趣旨

国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成 24 年に「子ども・子育て３法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各事業が展開されてきました。

さらに、この３法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、人吉市（以下「本市」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「人吉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後２期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和５年４月１日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「人吉市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和６年度に計画期間が満了となる「第２期人吉市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第２期計画」という。）の後継である「第３期人吉市子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。また、国から示されているように「市町村子どもの貧困対策推進計画」「市町村子ども・若者計画」などの内容も踏まえつつ、策定するものとします。

２．計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第２項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本市の最上位計画である「人吉市総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

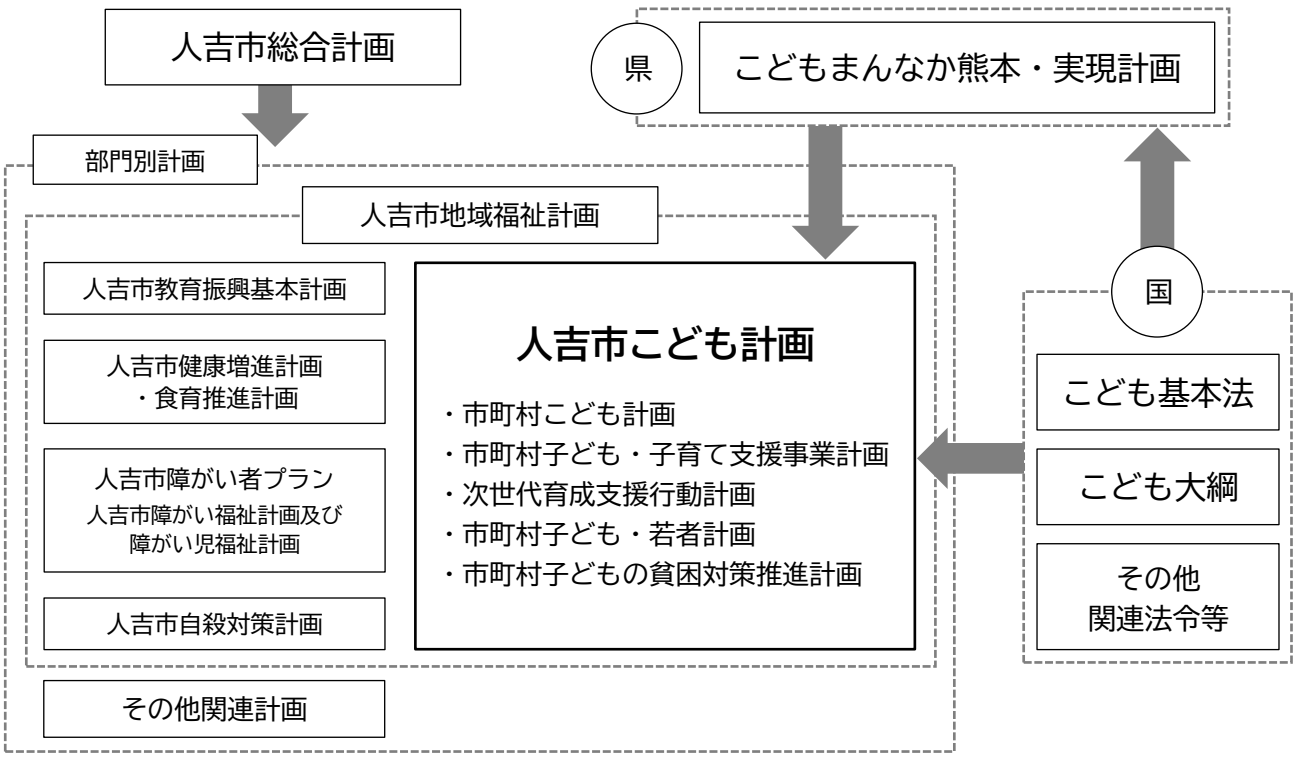
◆包含する計画と根拠法

- 「子ども・子育て支援法」第六十一条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第八条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」第九条に基づく「子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第十条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」

◆関係法令（こども基本法）抜粋

こども基本法 第十条第二項	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第十条第五項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆計画の位置づけ



◆こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後５年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本的方針】

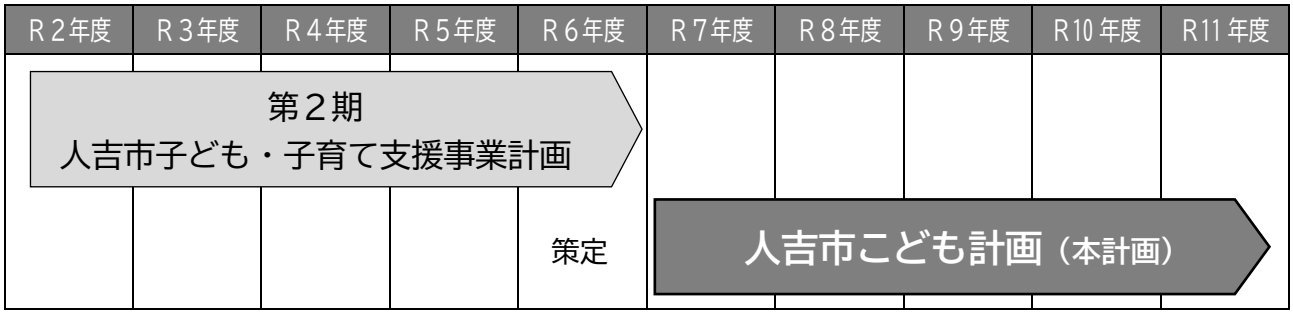
① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

～“こどもまんなか社会”とは～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、**「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」のこと。**

３．計画の期間

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。



４．計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においては、若者の対象年齢については概ね 30 歳程度としますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

◆「こども基本法」抜粋

（定義）
第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

◆「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

５．計画の策定体制

（１）アンケート調査

本計画の策定に向けて、こども・若者や子育て当事者の生活の状況、支援のニーズ等の把握を目的として、以下の通りアンケート調査を実施しました。また、令和５年度に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活実態調査」から本市公立学校に通う小学５年生・中学２年生とその保護者の回答結果も本計画策定の検討資料として活用しました。

◆子育て支援に関するニーズ調査

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者全員	市内の学校に通う小学生児童の保護者全員
調査期間	令和６年６月 24 日（月）～７月７日（日）	
調査方法	WEB 回答方式	
配布数	803 件	1,074 件
有効回収数（率）	342 件（42.6%）	432 件（40.2%）

◆こども・若者の意識調査

項目	こども・若者の意識調査
調査対象者	市内在住の 15～39 歳市民から無作為抽出した 1,500 人
調査期間	令和６年７月 29 日（月）～８月 12 日（月）
調査方法	WEB 回答方式
配布数	1,500 件
有効回収数（率）	327 件（21.8%）

◆関係団体調査

項目	関係団体調査
調査対象者	市内のこども・若者の育成や子育て支援を行う関係団体
調査期間	令和６年７月 29 日（月）～８月９日（金）
調査方法	本人記述式
配布数	72 件
有効回収数（率）	56 件（77.8%）

（２）人吉市子ども・子育て会議

こども・若者の育成や子育て支援に関する有識者や関係者等で構成される「人吉市子ども・子育て会議」において、計画に関する意見をうかがいながら策定しました。

（３）パブリックコメント

本計画の策定にあたり、市民の意見を反映した計画とするため、令和７年２月６日（木）から令和７年２月 20 日（木）まで、パブリックコメントを実施しました。また、パブリックコメントの実施にあたり、市民が計画内容の理解を深め、意見募集（パブリックコメント）の参考とできるよう、「人吉市こども計画（素案）説明会」を開催しました。

第２章　こどもと子育て家庭を取り巻く現状

１．統計データからみる現状

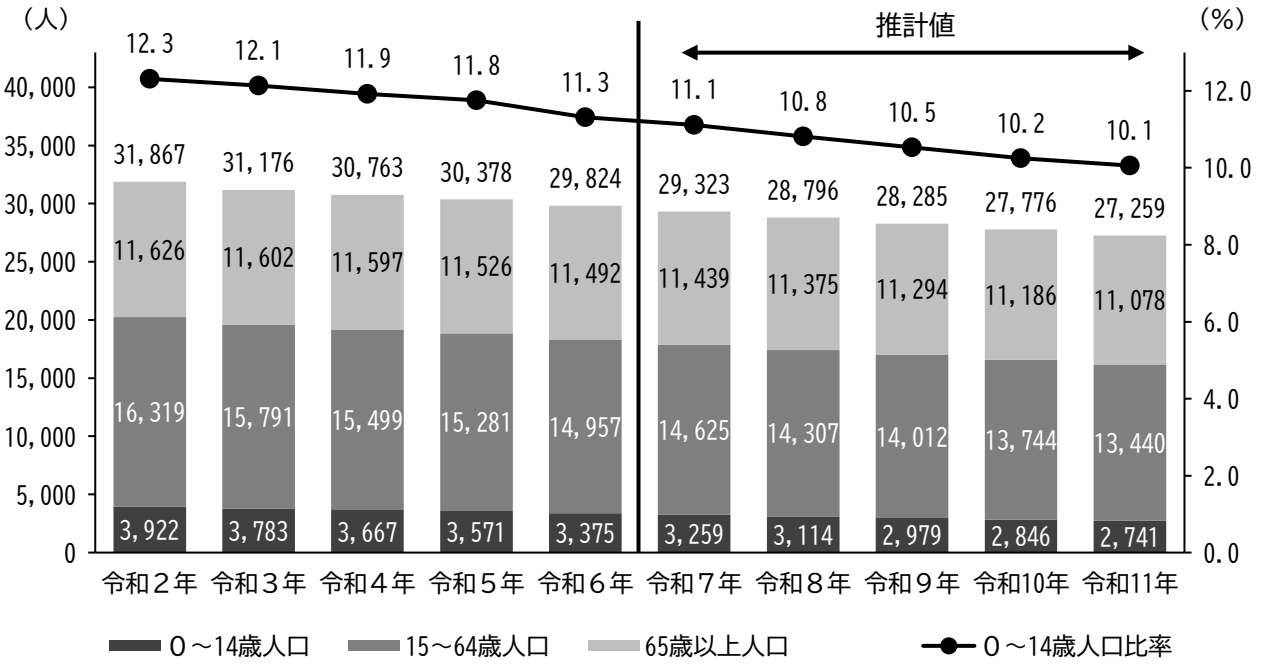
（１）人口の動態

①人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少が続き、令和６年には 30,000 人を下回りました。

こども・若者人口も同様に減少が続いており、０～29 歳人口は令和 10 年に 6,000 人を下回ると予測されています。また、一般的に妊娠・出産に適した年齢とされる 15～49 歳の女性人口の減少も続いていることから、今後も少子化が進展することが予想されます。

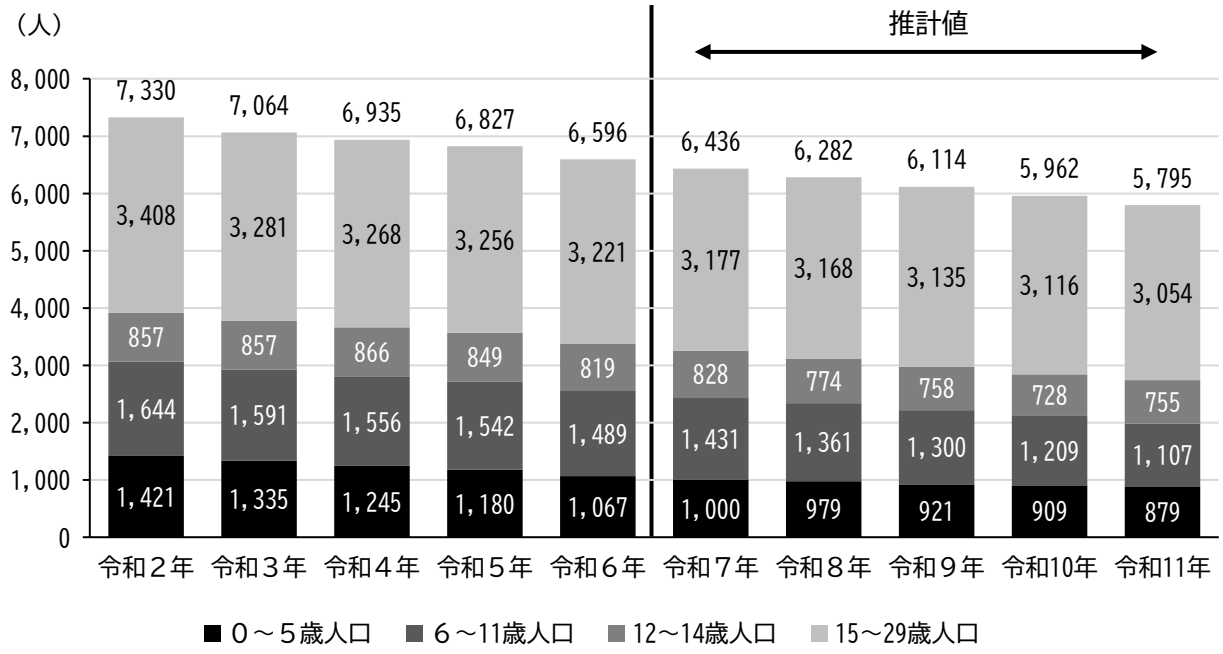
◆総人口の推移・推計



資料：令和２年から令和６年は住民基本台帳（各年３月末時点）
令和７年から令和 11 年は令和２年から令和６年の人口実績を基にコーホート変化率法[1]により推計

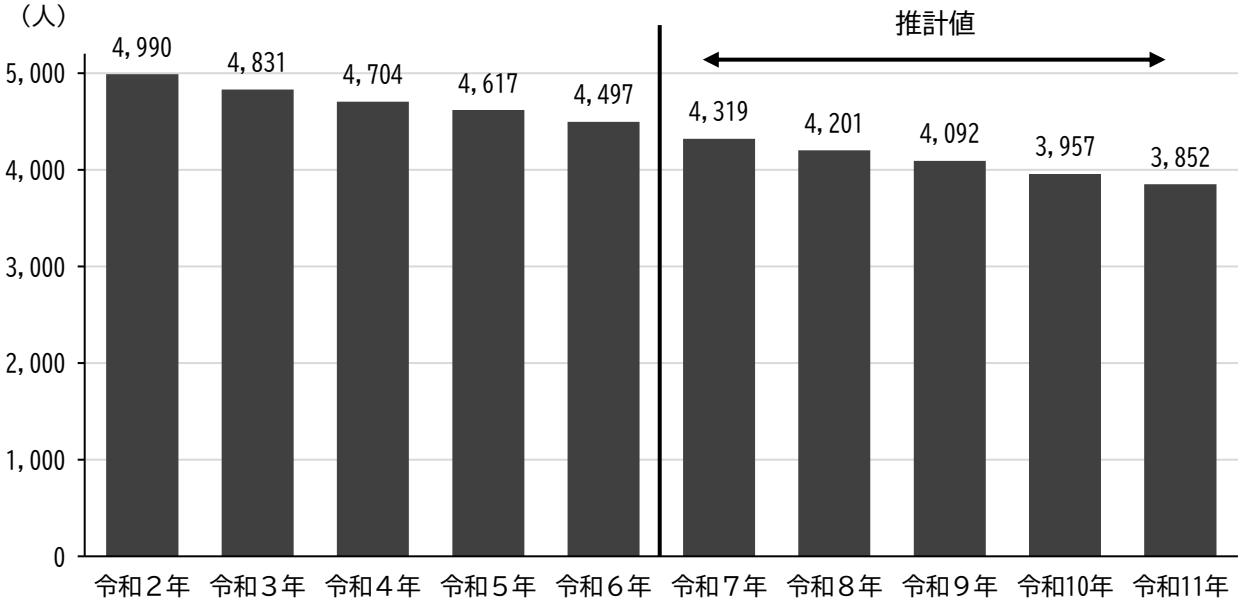
[1] コーホート変化率法…各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する手法のこと。

◆こども・若者人口の推移



資料：令和２年から令和６年は住民基本台帳（各年３月末時点）
令和７年から令和 11 年は令和２年から令和６年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

◆15～49 歳女性人口の推移



資料：令和２年から令和６年は住民基本台帳（各年３月末時点）
令和７年から令和 11 年は令和２年から令和６年の人口実績を基にコーホート変化率法により推計

（２）世帯の状況

①こどもがいる世帯の状況

全世帯数は、大幅な増減はありませんが、６歳未満及び 18 歳未満の親族がいる世帯数とその中での３世代世帯数はいずれも減少傾向が続いています。18 歳未満世帯の割合は、平成 12 年から令和２年で 11.7 ポイント減少しました。

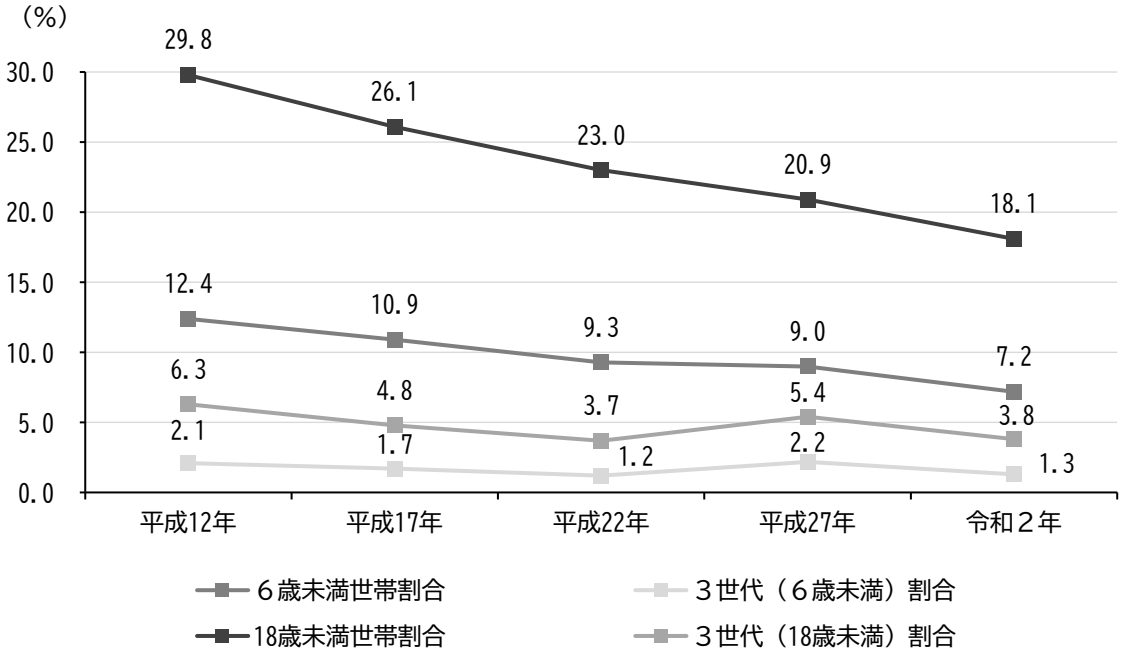
◆６歳未満及び 18 歳未満の親族がいる世帯数とその中での３世代世帯数

単位：世帯

年度	全世帯数	６歳未満世帯		３世代（６歳未満）		18 歳未満世帯		３世代（18 歳未満）	
		世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
H12	13,998	1,731	12.4%	300	2.1%	4,168	29.8%	886	6.3%
H17	14,094	1,534	10.9%	236	1.7%	3,684	26.1%	680	4.8%
H22	13,956	1,304	9.3%	170	1.2%	3,210	23.0%	513	3.7%
H27	13,795	1,241	9.0%	299	2.2%	2,878	20.9%	749	5.4%
R２	13,236	958	7.2%	170	1.3%	2,394	18.1%	504	3.8%

資料：国勢調査

◆６歳未満及び 18 歳未満の親族がいる世帯とその中での３世代世帯の割合



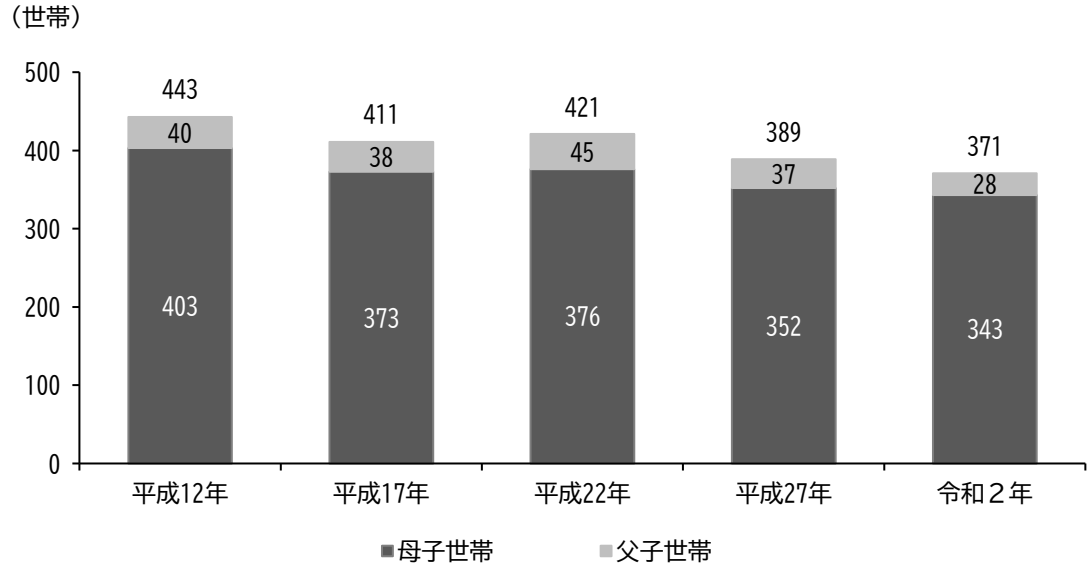
資料：国勢調査

②母子・父子世帯数及び児童扶養手当受給世帯数の状況

18 歳未満親族のいるひとり親とこども世帯数は、母子世帯と父子世帯ともに減少傾向にあり、平成 12 年から令和２年で 72 世帯減少しました。

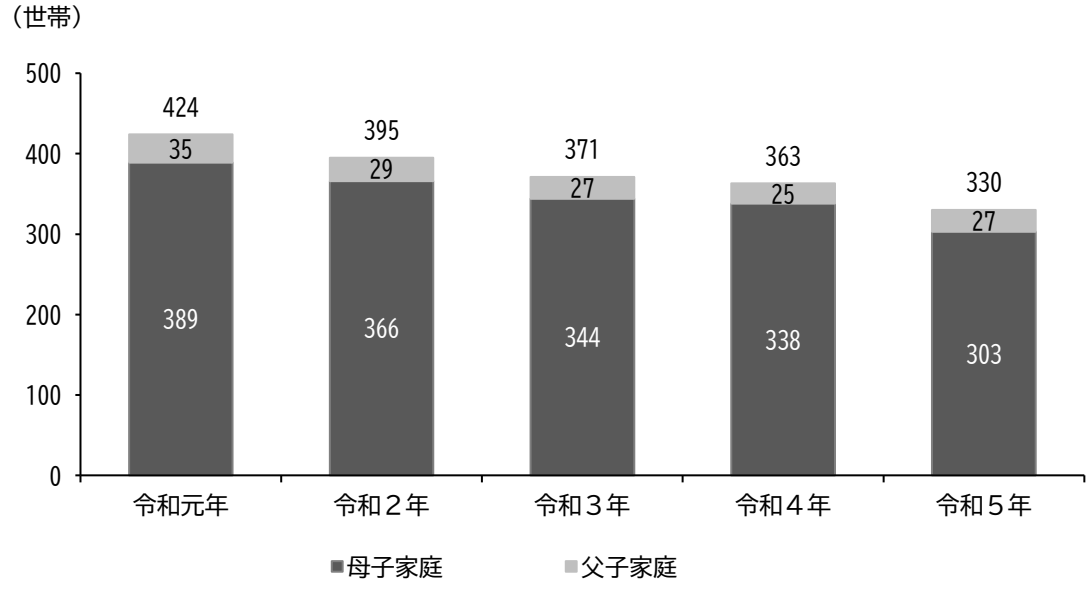
児童扶養手当受給世帯数も減少傾向にあり、令和元年から令和５年で 94 世帯減少しました。

◆18 歳未満親族のいるひとり親とこども世帯数



資料：国勢調査

◆児童扶養手当受給世帯数



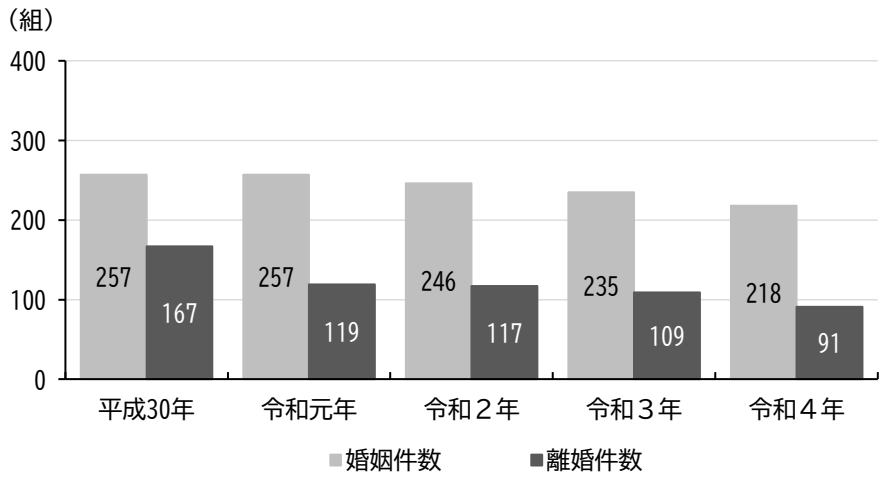
資料：こども未来課

（３）婚姻の状況

①婚姻・離婚の状況

婚姻件数と離婚件数ともに減少が続いています。婚姻件数は平成 30 年から令和４年で 39 組減少しました。

◆婚姻・離婚件数の推移



資料：国勢調査

②未婚率の状況

未婚率は、男性と女性ともに全ての年齢別区分で増加傾向にあります。平成 12 年から令和２年の増減をみると、25～39 歳の男性はいずれの区分でも 9.0 ポイント以上増加しました。

◆男性の未婚率

	H12	H17	H22	H27	R２	H12⇒R２の増減
20～24 歳	80.1%	82.8%	82.7%	89.2%	84.3%	4.2 ポイント増
25～29 歳	57.2%	58.3%	58.8%	65.2%	66.2%	9.0 ポイント増
30～34 歳	35.7%	39.4%	41.8%	39.9%	44.8%	9.1 ポイント増
35～39 歳	23.3%	25.9%	32.1%	31.7%	32.3%	9.0 ポイント増

資料：国勢調査

◆女性の未婚率

	H12	H17	H22	H27	R２	H12⇒R２の増減
20～24 歳	75.7%	76.4%	74.8%	78.9%	83.8%	8.1 ポイント増
25～29 歳	45.0%	46.1%	49.4%	51.3%	54.1%	9.1 ポイント増
30～34 歳	23.5%	26.3%	30.6%	28.6%	30.6%	7.1 ポイント増
35～39 歳	14.3%	16.6%	20.4%	22.8%	23.1%	8.8 ポイント増

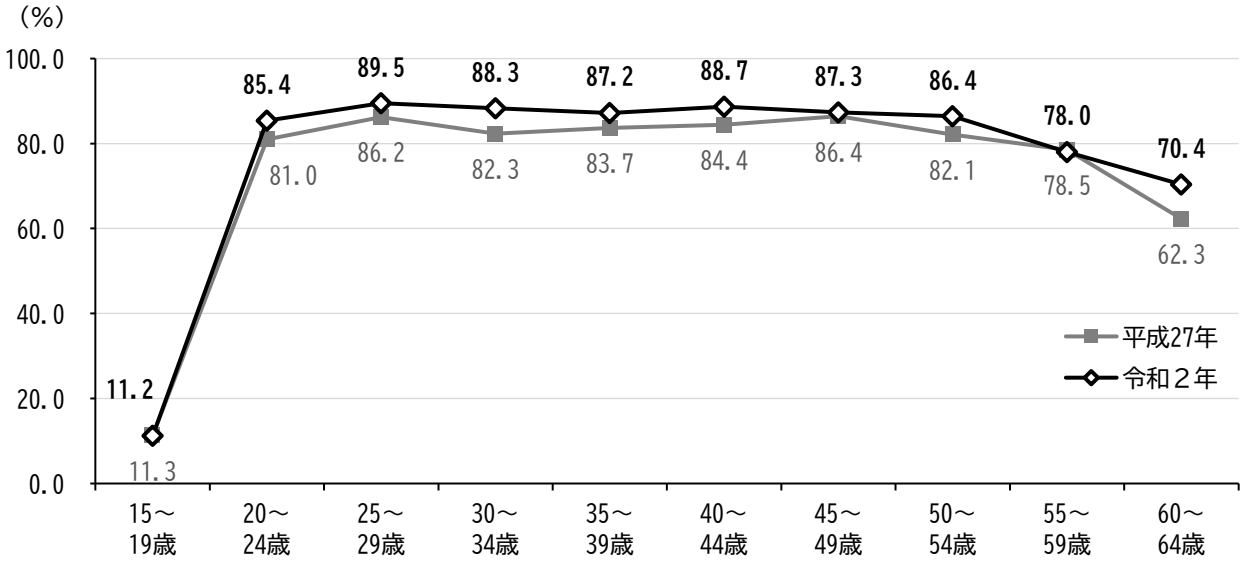
資料：国勢調査

（４）就労の状況

①女性の就労の状況

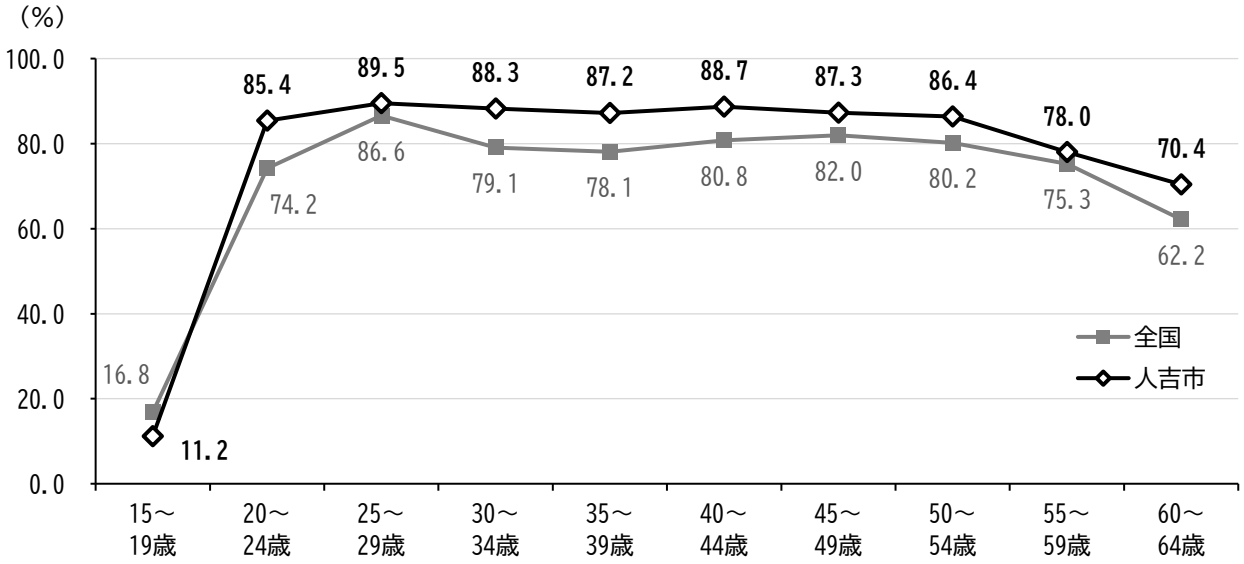
令和２年の女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M 字カーブ」の底が平成 27 年に比べ、浅くなっています。全国と比較すると、20 歳以上の年齢階級全てで上回っており、「M 字カーブ」の底も浅くなっています。

◆女性の労働力率〈平成 27 年と令和２年の経年比較〉



資料：国勢調査

◆女性の労働力率〈全国との比較（令和２年)〉

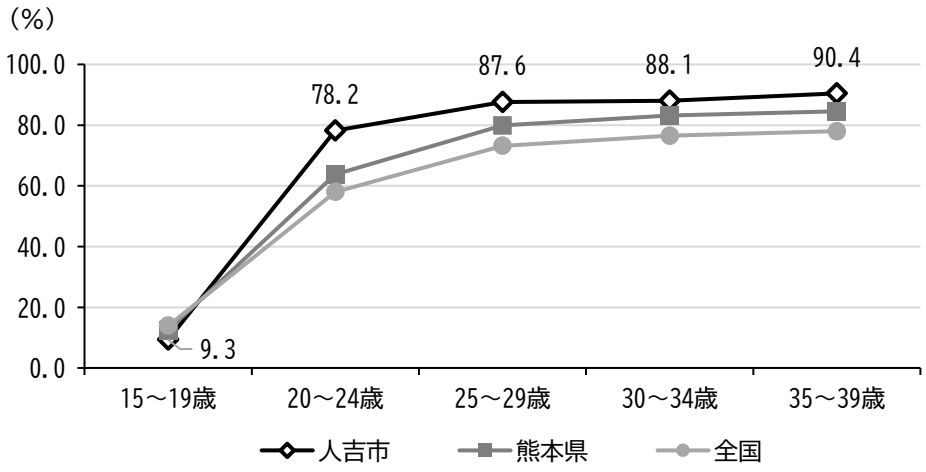


資料：国勢調査

②若者の就業状況

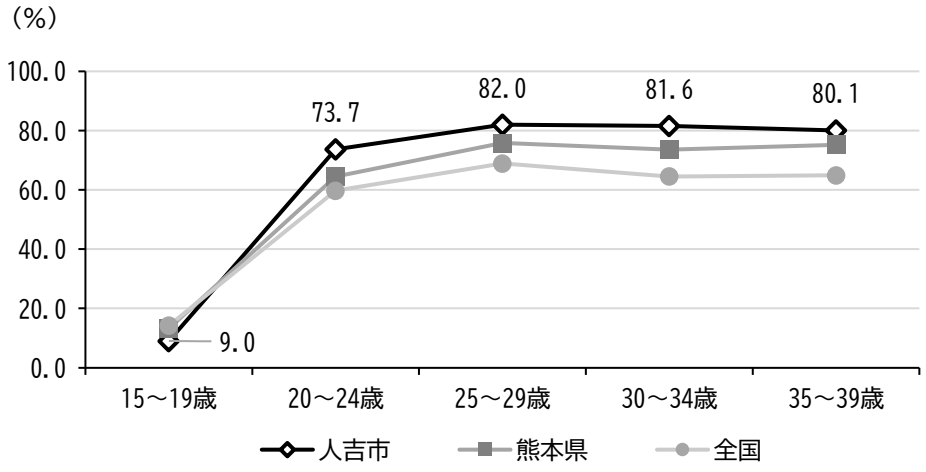
若者の就業率は、男性と女性ともに 20～39 歳までのいずれの年齢階級でも熊本県と全国を上回っています。

◆若年男性の年齢階級別就業率〈熊本県・全国との比較（令和２年)〉



資料：国勢調査

◆若年女性の年齢階級別就業率〈熊本県・全国との比較（令和２年)〉



資料：国勢調査

（５）貧困の状況

①生活保護の状況

令和５年度の生活保護受給世帯数と受給人員数は、令和元年度に比べ減少していますが、前年度の令和４年度からは増加しています。また、18 歳未満人口に占める割合も同様の傾向がみられます。

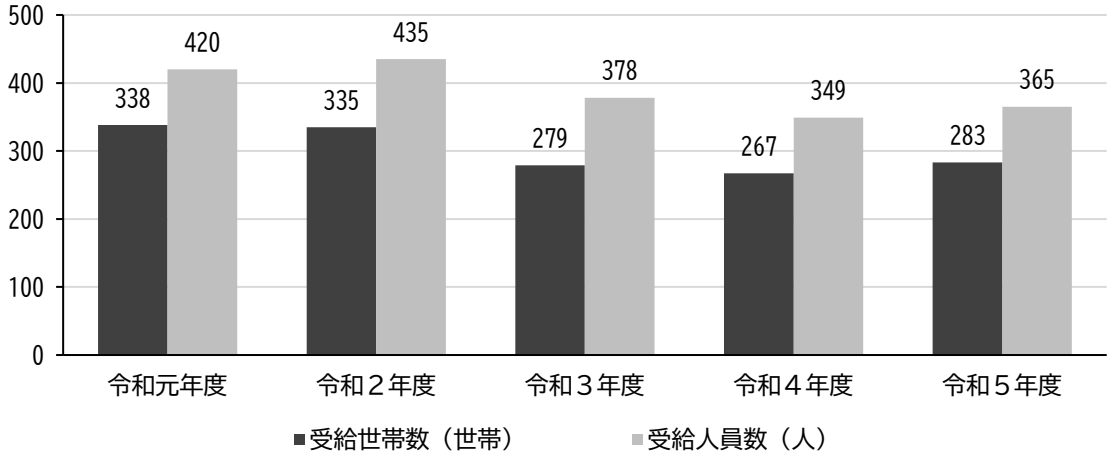
保護率をみると、令和２年度以降減少が続いており、令和４年度は 11.74‰[2]となっています。また、熊本県と比較すると、令和元年度では 14.07‰で並んでいましたが、令和４年度は２ポイント以上低くなっています。

◆生活保護受給者の状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
受給世帯数（世帯）		338	335	279	267	283
受給人員数	18 歳未満（人）	42	40	36	30	31
	18～29 歳（人）	8	10	7	11	10
	30 歳以上（人）	370	385	335	308	324
	計（人）	420	435	378	349	365
18 歳未満人口（人）		4,791	4,648	4,500	4,431	4,221
18 歳未満人口に占める割合（%）		0.88	0.86	0.80	0.68	0.73

資料：福祉課

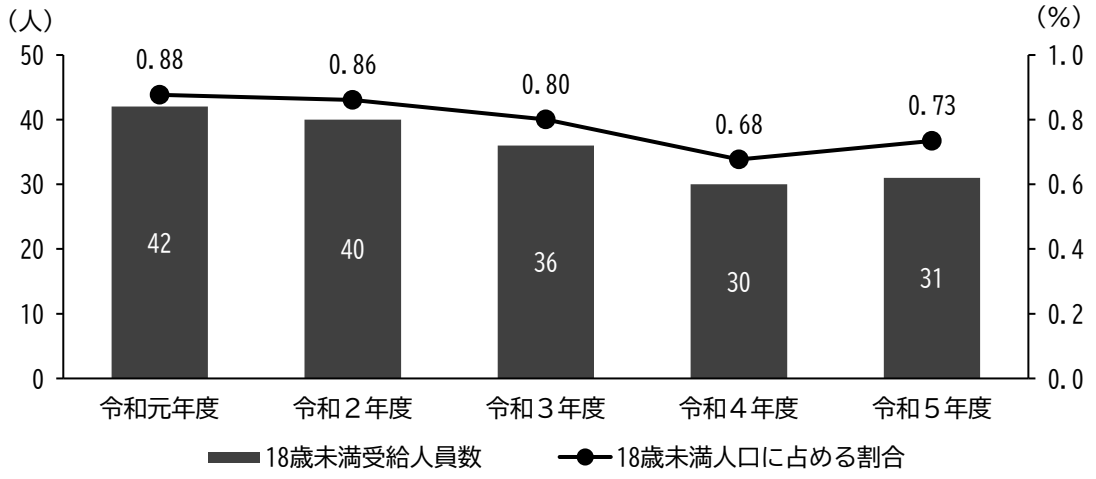
◆生活保護受給世帯数・人員数の推移



資料：福祉課

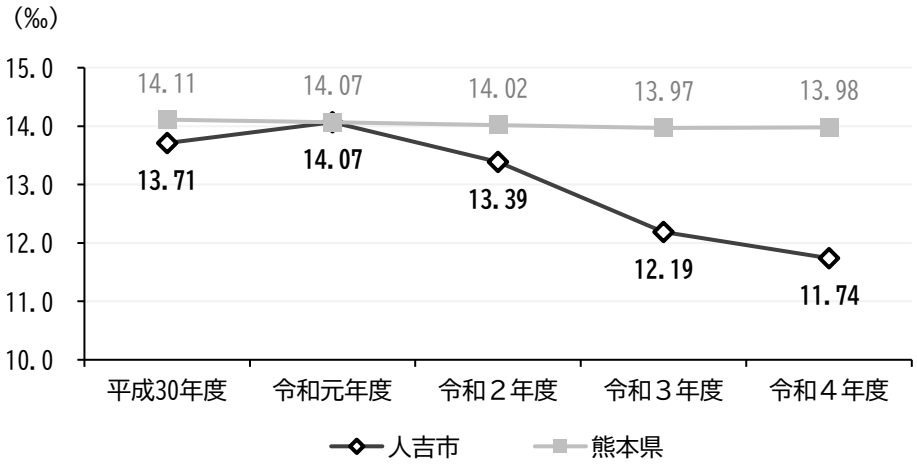
[2] ‰（パーミル）…1,000 分の 1 を 1 とする単位（千分率）であり、1‰は 0.1%となる。

◆18 歳未満生活保護受給者の推移



資料：福祉課

◆保護率の推移（人口千人対）



資料：熊本県の生活保護

②就学援助の状況

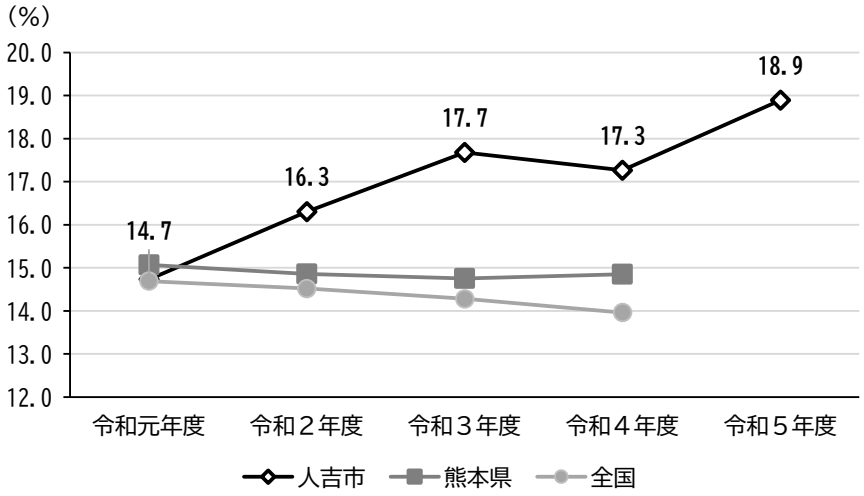
本市の就学援助対象児童・生徒をみると、準要保護児童・生徒[3]数が増加傾向にあり、就学援助率は令和元年度から令和５年度で 4.2 ポイント増加しました。また、就学援助率を熊本県・全国と比較すると、令和元年度では同程度だったのが、令和２年度以降は大きく上回って推移が続いています。

◆就学援助対象児童・生徒の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童・生徒総数（人）	2,539	2,478	2,410	2,363	2,281
要保護児童・生徒[4]数（人）	19	16	14	13	15
準要保護児童・生徒数（人）	355	388	412	395	416
就学援助率（%）	14.7	16.3	17.7	17.3	18.9

資料：児童・生徒総数と準要保護児童・生徒数は学校教育課、要保護児童・生徒数は福祉課

◆就学援助率の推移（熊本県、全国との比較）



資料：人吉市は学校教育課と福祉課のデータより算出、熊本県と全国は文部科学省「就学援助実施状況等調査結果」

[3] 準要保護児童・生徒…要保護世帯以外の児童生徒の保護者で下記に該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童・生徒のこと。
[4] 要保護児童・生徒…生活保護法による保護を受けている世帯、及び保護を必要とする状態にある世帯に属する児童・生徒のこと。

（６）虐待の状況

①虐待に関する相談件数

虐待に関する相談件数の合計は、令和４年度に大幅に増加し、前年度の令和３年度から 28 件増加しました。内訳をみると、特に心理的虐待の件数が増加しています。

◆虐待種別ごとの相談件数の推移　　単位：件

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体的虐待	8	12	2	10	9
性的虐待	0	3	0	2	0
心理的虐待	4	8	3	24	19
ネグレクト[5]	5	3	6	3	5
合計	17	26	11	39	33

資料：市町村における養護相談の理由別対応件数

（７）妊娠・出産や乳幼児の健康の状況

①妊娠・出産の状況

妊娠 11 週未満の届出率は減少傾向で推移しており、令和５年度は 76.0%で令和元年度に比べ 15.1 ポイント低下しました。

低出生体重児の出生割合は、令和３年度に大幅に上昇しましたが、その後は低下が続き、令和５年度は 6.6%と令和元年度と同程度となっています。

◆妊娠 11 週未満の届出率・低出生体重児の出生割合の推移　　単位：%

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
妊娠 11 週未満の届出率	91.1	89.1	80.4	81.2	76.0
低出生体重児の出生割合	6.2	3.4	11.1	8.8	6.6

資料：保健センター

[5] ネグレクト…児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

②乳幼児の健康について

乳幼児健康診査の受診率は、いずれの健診も概ね100%前後で推移しています。

むし歯保有率・一人当たりのむし歯保有本数の推移をみると、１歳６か月児と３歳児ともに改善傾向にあります。しかし、熊本県との比較においては、令和４年度時点でむし歯保有率と一人当たりのむし歯保有本数はともに県平均を上回っている状況です。

◆乳幼児健康診査の受診率の推移

単位：%

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
３か月児健診	98	98	96	96	98
７か月児健診	100	97	96	101	100
１歳６か月児健診	98	99	99	101	98
３歳児健診	100	99	97	101	96

資料：保健センター

◆むし歯保有率・一人当たりのむし歯保有本数の推移

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
１歳６か月児健診	むし歯保有率（%）	人吉市	2.95	1.90	0.60	1.52	1.66
		熊本県	1.76	2.00	1.37	1.20	未公表
	一人当たりのむし歯保有本数（本）	人吉市	0.072	0.052	0.006	0.040	0.050
		熊本県	0.030	0.030	0.020	0.020	未公表
３歳児健診	むし歯保有率（%）	人吉市	21.65	23.65	20.26	24.27	11.36
		熊本県	18.91	18.37	16.59	14.82	未公表
	一人当たりのむし歯保有本数（本）	人吉市	0.66	0.80	0.77	0.79	0.35
		熊本県	0.40	0.39	0.33	0.28	未公表

資料：保健センター

（８）子育て支援サービス等の状況

①幼児教育・保育の状況

幼児教育・保育サービスの利用状況は以下の通りです。

◆認可保育所入所状況の推移〈年齢別〉

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳児	児童総数（人）	955	773	568	400	221
	入所児童数（人）	35	28	14	21	17
	入所率（％）	3.7%	3.6%	2.5%	5.3%	7.7%
１歳児	児童総数（人）	246	195	220	175	180
	入所児童数（人）	68	59	62	56	47
	入所率（％）	27.6%	30.3%	28.2%	32.0%	26.1%
２歳児	児童総数（人）	248	246	189	218	161
	入所児童数（人）	87	70	52	68	48
	入所率（％）	35.1%	28.5%	27.5%	31.2%	29.8%
３歳児	児童総数（人）	306	251	235	188	211
	入所児童数（人）	98	86	59	56	68
	入所率（％）	32.0%	34.3%	25.1%	29.8%	32.2%
４歳児	児童総数（人）	272	293	249	230	176
	入所児童数（人）	86	102	80	61	51
	入所率（％）	31.6%	34.8%	32.1%	26.5%	29.0%
５歳児	児童総数（人）	286	261	284	241	223
	入所児童数（人）	96	83	86	83	61
	入所率（％）	33.6%	31.8%	30.3%	34.4%	27.4%

資料：こども未来課

◆認定こども園入所状況の推移〈年齢別〉

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳児	児童総数（人）	955	773	568	400	221
	入所児童数（人）	33	32	35	26	24
	入所率（%）	3.5%	4.1%	6.2%	6.5%	10.9%
１歳児	児童総数（人）	246	195	220	175	180
	入所児童数（人）	122	85	102	84	94
	入所率（%）	49.6%	43.6%	46.4%	48.0%	52.2%
２歳児	児童総数（人）	248	246	189	218	161
	入所児童数（人）	109	130	91	113	85
	入所率（%）	44.0%	52.8%	48.1%	51.8%	52.8%
３歳児	児童総数（人）	306	251	235	188	211
	１号入所児童数（人）	51	48	49	38	36
	２号入所児童数（人）	94	74	90	71	90
	入所率（%）	47.4%	48.6%	59.1%	58.0%	59.7%
４歳児	児童総数（人）	272	293	249	230	176
	１号入所児童数（人）	42	42	49	50	46
	２号入所児童数（人）	93	103	85	93	63
	入所率（%）	49.6%	49.5%	53.8%	62.2%	61.9%
５歳児	児童総数（人）	286	261	284	241	223
	１号入所児童数（人）	50	42	54	50	55
	２号入所児童数（人）	94	95	109	86	87
	入所率（%）	50.3%	52.5%	57.4%	56.4%	63.7%

資料：こども未来課

◆認可保育所入所状況の推移〈保育所別〉

単位：人

保育所名	公私区分	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数
おこば保育園	私立	60	46	60	46	－	－	－	－	－	－
こばと保育園	私立	110	84	100	84	100	78	100	82	100	75
善隣保育園	私立	100	79	80	64	70	49	60	41	50	34
林保育園	私立	80	64	60	51	60	50	60	53	60	42
蓬莱保育園	私立	110	94	100	83	100	78	90	70	80	60
ひまわり保育園	私立	90	71	90	65	90	64	90	64	90	54
管外保育所	公立	40	1	40	1	0	0	0	0	0	0
	私立	680	32	800	34	690	34	620	35	380	27

資料：こども未来課

◆認定こども園入所状況の推移〈認定こども園別〉

単位：人

保育所名	公私区分	認定区分	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
			定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数
あいだこども園	私立	１号	15	14	15	11	15	12	15	11	15	12
		２・３号	100	79	90	78	90	76	90	66	80	58
泉田こども園	私立	１号	15	15	15	12	15	14	15	13	15	12
		２・３号	95	76	85	76	90	67	75	56	75	58
さざなみ保育園	私立	１号	15	13	15	9	15	13	15	10	15	12
		２・３号	85	61	85	57	85	54	85	60	85	49
せん月保育園	私立	１号	15	11	15	14	15	15	15	14	10	8
		２・３号	40	26	30	27	30	23	30	18	20	20
中原こども園	私立	１号	25	20	25	23	25	21	25	21	25	21
		２・３号	130	106	110	91	90	83	90	82	90	68
人吉こども園	私立	１号	25	19	25	18	25	17	25	20	25	17
		２・３号	95	66	90	57	90	50	90	39	70	35
人吉乳児保育園	私立	１号	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		２・３号	75	67	75	62	75	60	75	56	75	58
おこばこども園	私立	１号	0	0	0	0	15	12	15	12	15	11
		２・３号	60	46	60	46	45	33	40	27	40	30
青井幼稚園	私立	１号	25	13	15	11	15	11	15	5	15	6
		２・３号	35	33	45	33	45	34	45	36	45	34
人吉中央幼稚園	私立	１号	25	22	25	18	25	21	25	15	25	22
		２・３号	30	26	30	27	30	25	30	26	30	26
管外こども園	公立	１号	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
		２・３号	－	0	－	0	－	0	－	0	－	0
	私立	１号	－	1	－	1	－	1	－	2	－	1
		２・３号	－	5	－	11	－	7	－	7	－	7

資料：こども未来課

◆特別保育等の実施状況

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延長保育	実施箇所数（箇所）	15	15	15	15	15
	利用児童数（人）	577	540	449	426	393
障がい児保育	実施箇所数（箇所）	5	3	5	4	4
	利用児童数（人）	5	5	7	5	4
一時預かり	実施箇所数（箇所）	15	15	15	15	15
	利用児童数（人）	450	272	101	155	240

資料：こども未来課

◆幼稚園入園状況の推移〈施設別〉

単位：人

幼稚園名	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数	定員数	入所数
人吉幼稚園	90	62	75	53	75	44	60	34	60	33

資料：こども未来課

◆幼稚園入園状況の推移〈年齢別〉

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
２歳児	0	0	0	0	0
３歳児	19	14	14	9	10
４歳児	27	16	14	14	9
５歳児	16	23	16	11	14
合計	62	53	44	34	33

資料：こども未来課

②放課後児童クラブの状況

市内放課後児童クラブの利用状況は以下の通りです。

◆放課後児童クラブ年間平均登録児童数の推移

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
あいだ学童クラブ	22	29	35	33
泉田学童クラブ	41	67	62	61
おこば学童クラブ	－	16	27	30
クローバー学童クラブ	35	49	37	38
こばと学童クラブ	－	－	22	31
さざなみ学童クラブ	33	28	29	38
せん月学童クラブ	－	－	21	24
善隣学童クラブ	37	36	25	34
中央わかあゆ学童クラブ	21	21	19	18
中原学童クラブ	104	100	65	55
林学童クラブ	－	－	－	－
ひまわり学級	45	45	45	45
蓬莱学童クラブ	35	40	38	31
わくわく学童クラブ	46	20	48	50
合計	419	451	473	488

資料：こども未来課

③子育て支援センターの状況

市内子育て支援センターの利用状況は以下の通りです。

◆子育て支援センター利用者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
九ちゃんクラブ※	2,959	39	1,060	2,437	2,819

資料：こども未来課

※新型コロナウイルス感染症及び令和２年７月豪雨被災のため令和２年４月 13 日から令和３年５月 31 日まで閉館



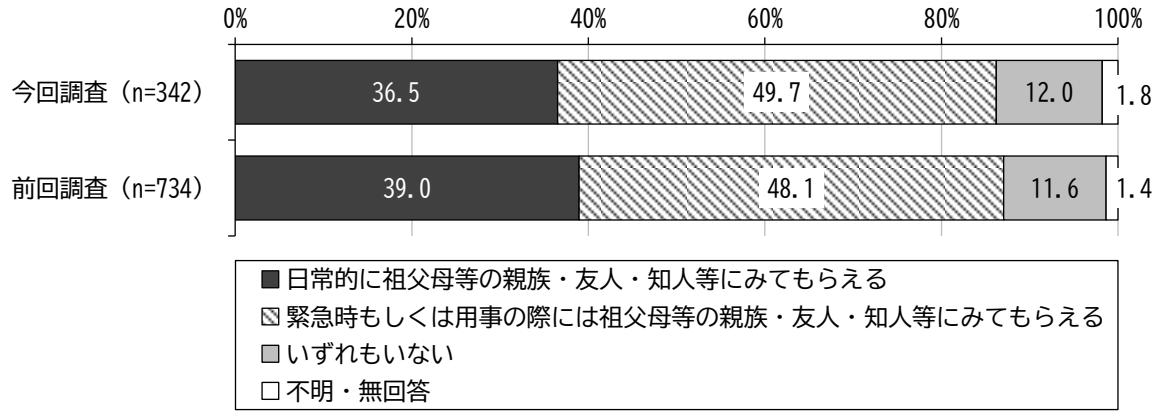
２．アンケート調査結果のとりまとめ

令和６年度に実施した各種アンケート調査の結果と令和５年度に熊本県が実施した「熊本県子どもの生活実態調査」から本市公立学校に通う小学５年生・中学２年生とその保護者の回答結果を抜粋し、以下にとりまとめを行いました。

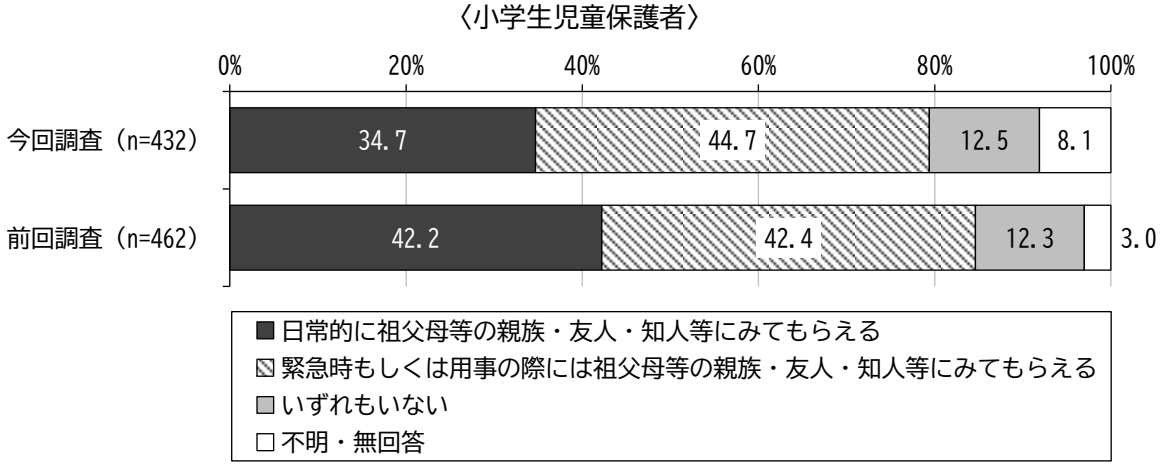
（１）子育てに関する家庭の状況について

①日頃、こどもをみてもらえる祖父母等の親族・友人・知人等はいるか【ニーズ調査】

〈就学前児童保護者〉



〈小学生児童保護者〉

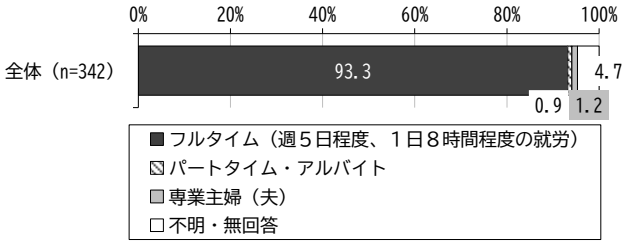


就学前児童保護者は、「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」の合計が 86.2%となっており、前回調査と同程度となっています。

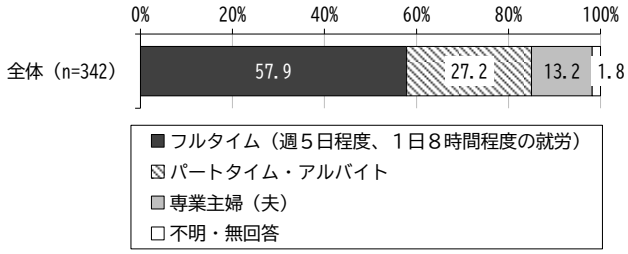
小学生児童保護者は、「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」が前回調査から 7.5 ポイント減少しており、「日常的に祖父母等の親族・友人・知人等にみてもらえる」と「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族･友人･知人等にみてもらえる」の合計は８割を下回っています。

②現在の就労状況【ニーズ調査】

〈就学前児童父親〉



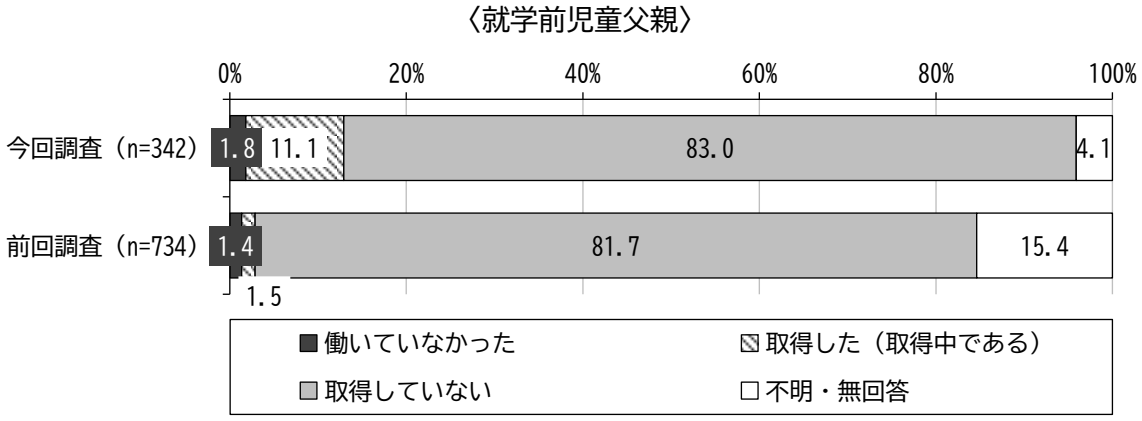
〈就学前児童母親〉



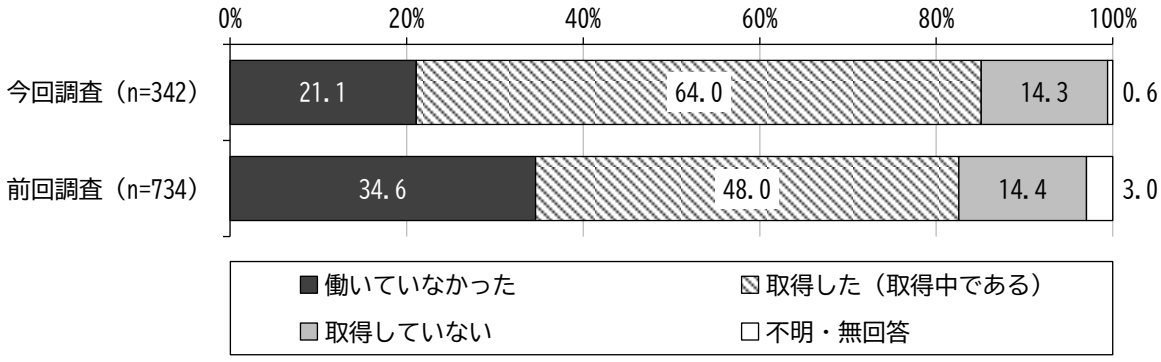
就学前児童保護者の就労状況は、父親は 94.2%、母親は 85.1%が「フルタイム（週５日程度、１日８時間程度の就労）」もしくは「パートタイム・アルバイト」となっており、多くの家庭で働きながら子育てを行っている状況です。

③育児休業の取得状況【ニーズ調査】

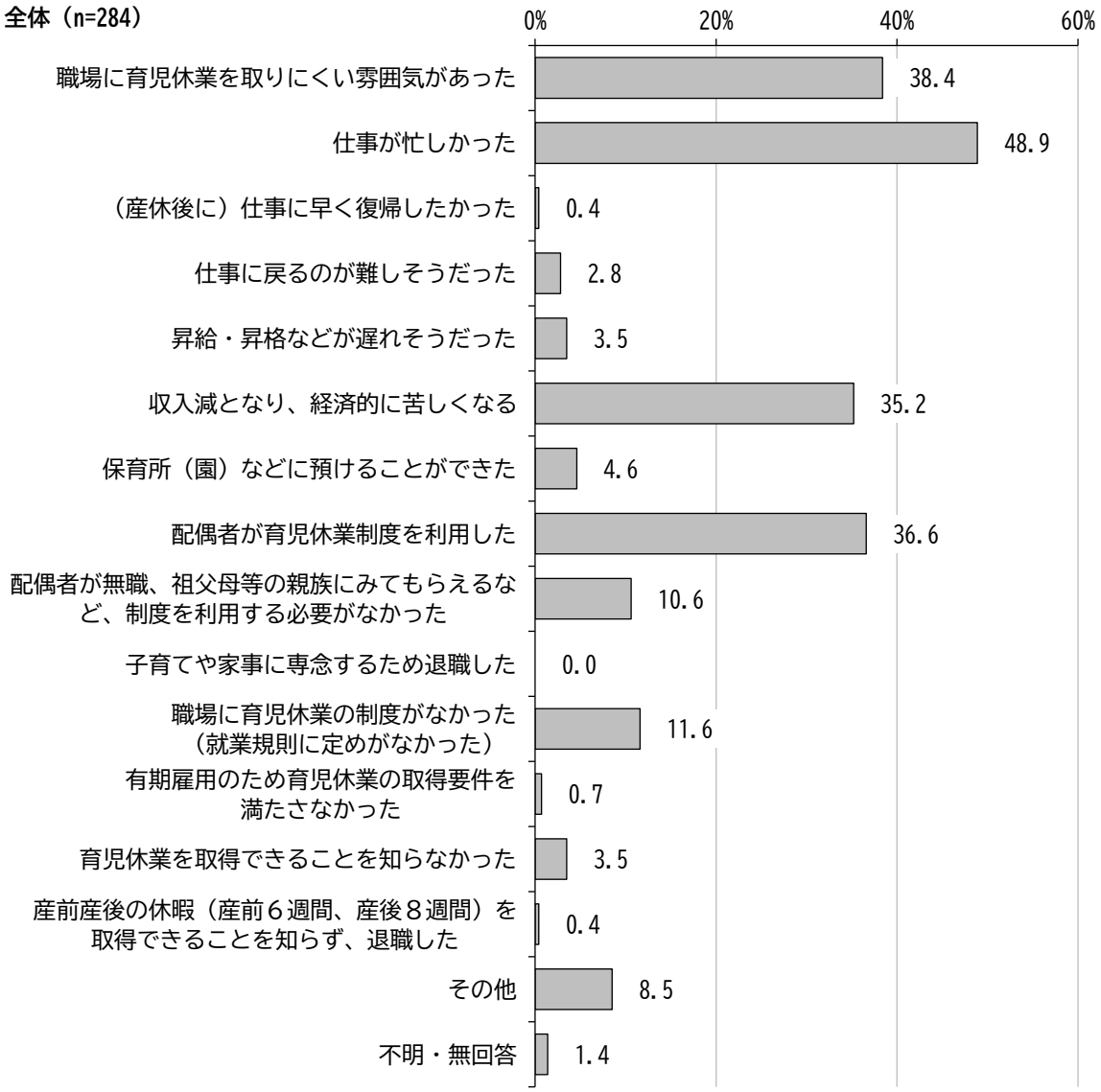
〈就学前児童父親〉



〈就学前児童母親〉



〈就学前児童父親の「取得していない」理由〉

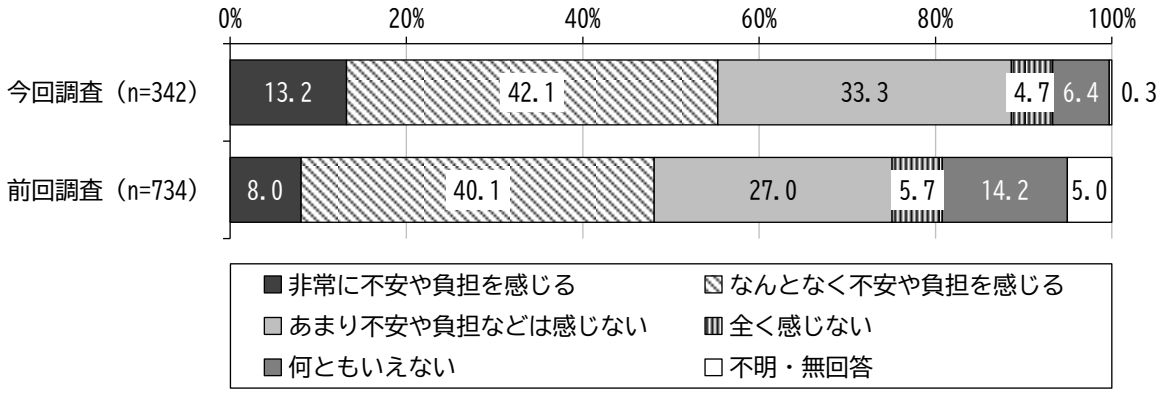


育児休業の取得状況をみると、母親は「取得した（取得中である）」が前回調査に比べ 16.0 ポイント増加しており、「働いていなかった」と「取得した（取得中である）」の合計が 85.1%となっています。

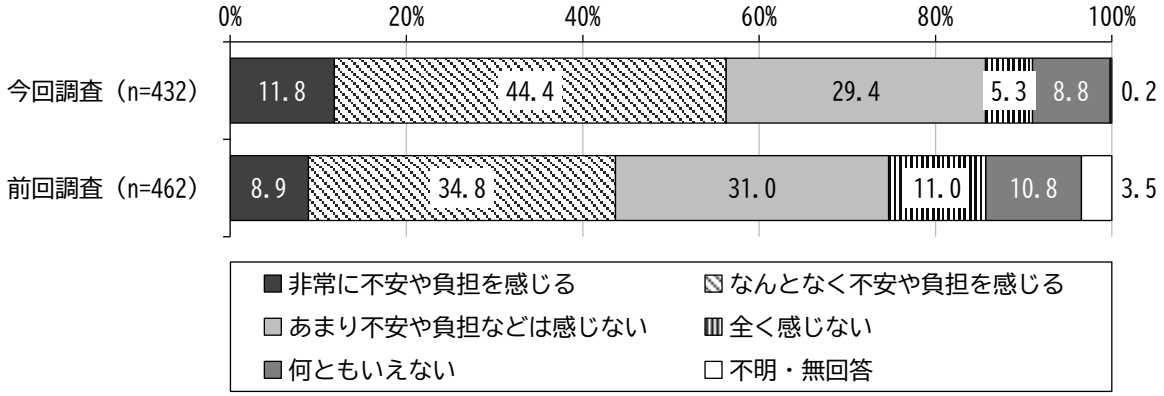
父親は、「取得した（取得中である）」が前回調査に比べ大幅に増加しましたが、「取得していない」は 83.0%と多くの父親が育児休業を取得していない状況です。また、父親の「取得していない」理由は、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、職場の環境が主な要因として挙げられています。

④子育てに関して不安感や負担感などを感じるか【ニーズ調査】

〈就学前児童保護者〉



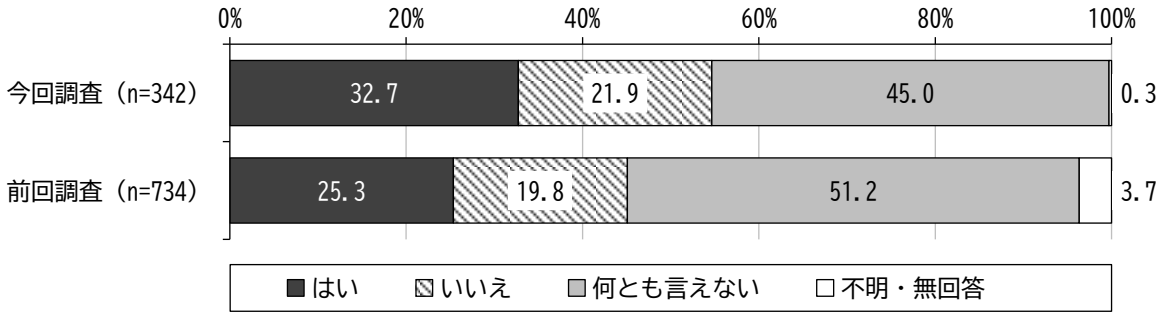
〈小学生児童保護者〉



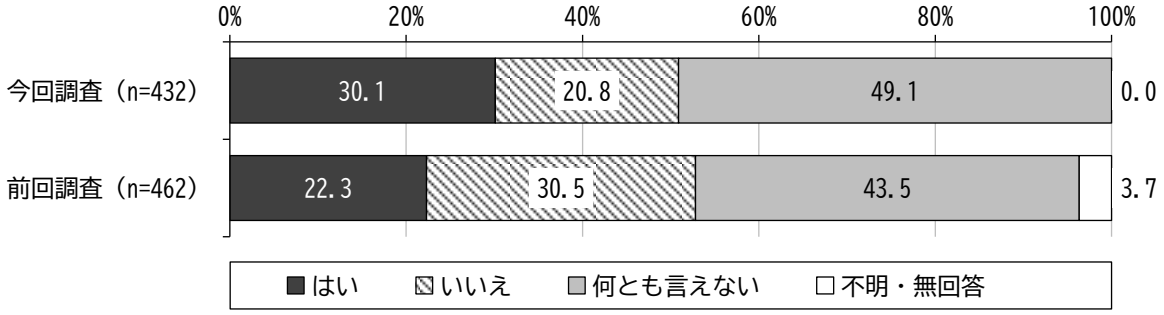
「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計は就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに５割を超えており、前回調査に比べ、不安感や負担感が増えている状況です。

⑤子育てに自信が持てないことがあるか【ニーズ調査】

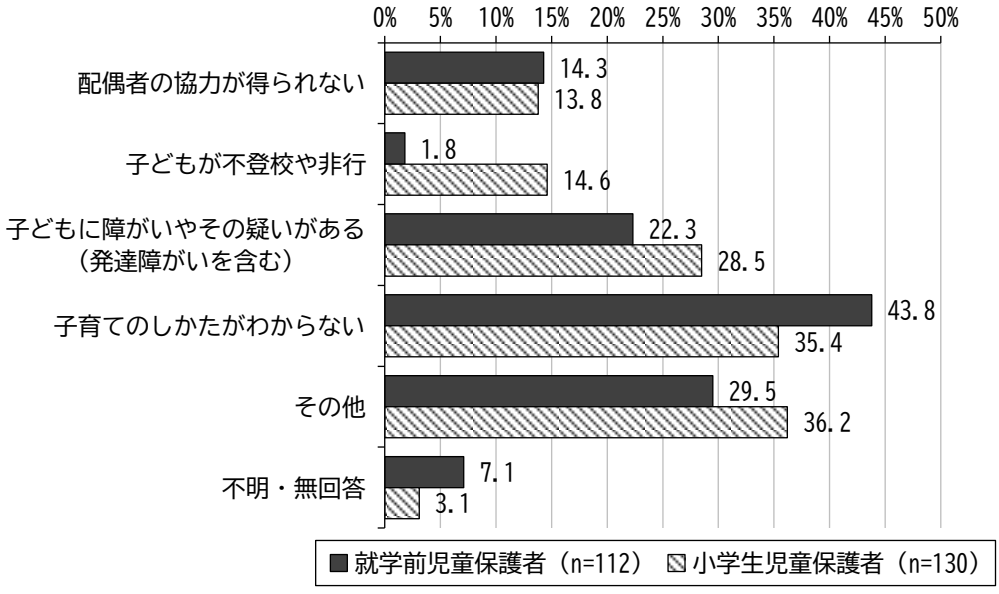
〈就学前児童保護者〉



〈小学生児童保護者〉



〈自信が持てない理由〉

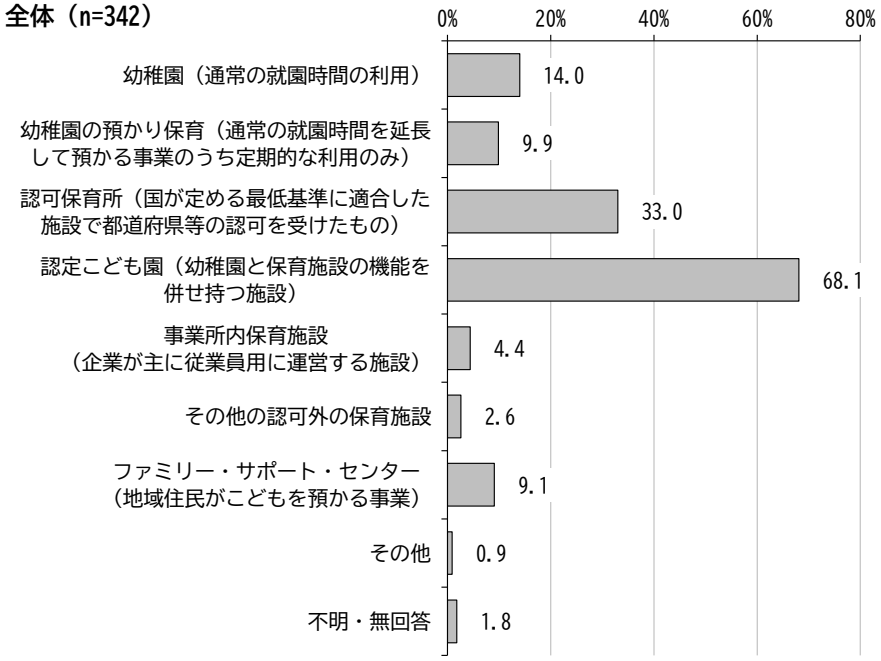


就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに子育てに自信が持てないことがある割合が増えています。自信が持てない理由としては、「子育てのしかたがわからない」が多くなっています。

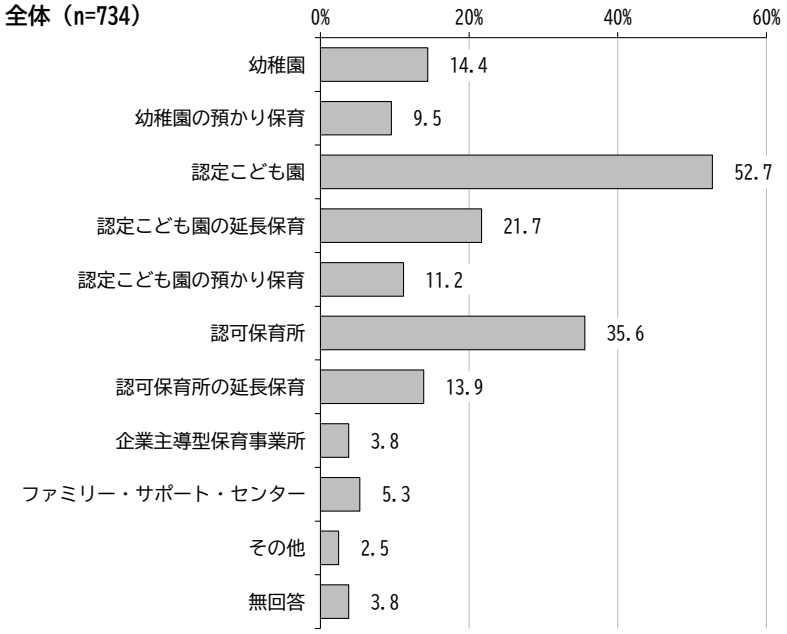
（２）子育て支援サービスの利用について

①「定期的に」利用したいと考える平日の教育・保育事業【ニーズ調査】

〈就学前児童保護者（今回調査）〉

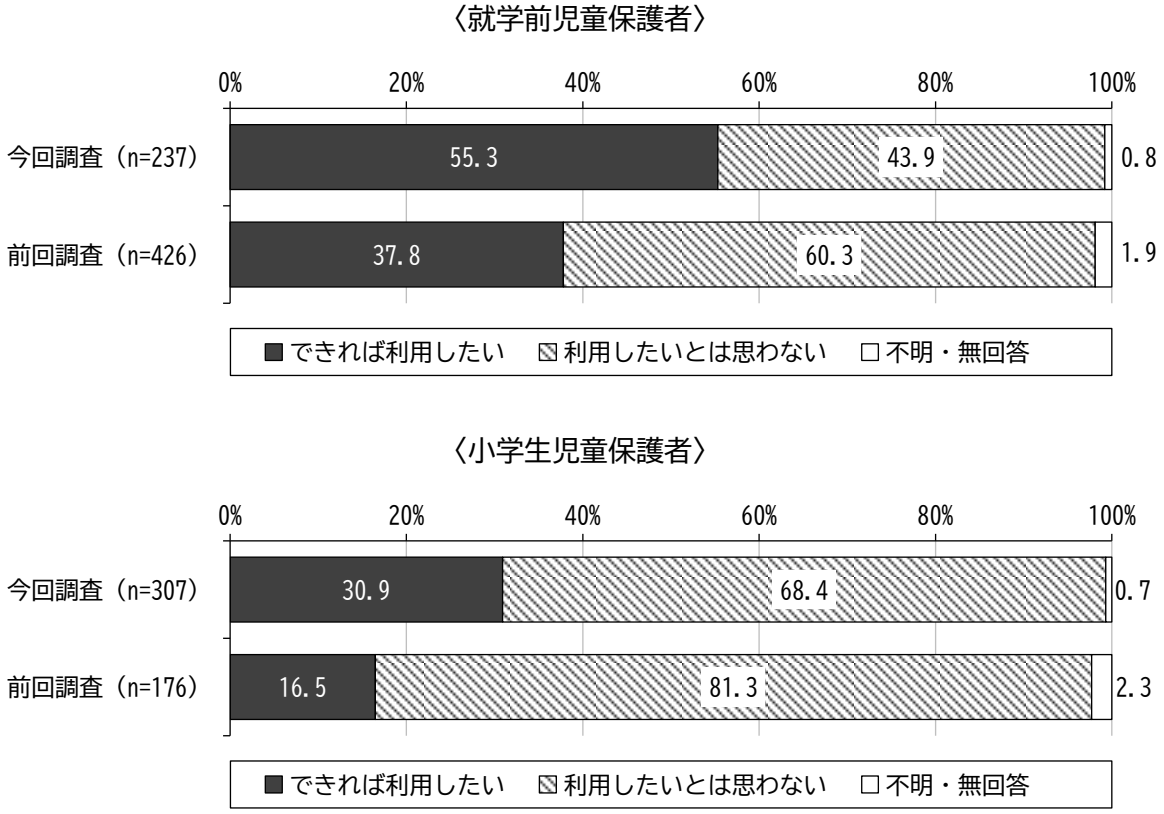


〈就学前児童保護者（前回調査）〉



前回調査に比べ、認定こども園のニーズが大幅に増えており、15.4 ポイント増加しています。又、ファミリー・サポート・センターも前回調査から増加しています。

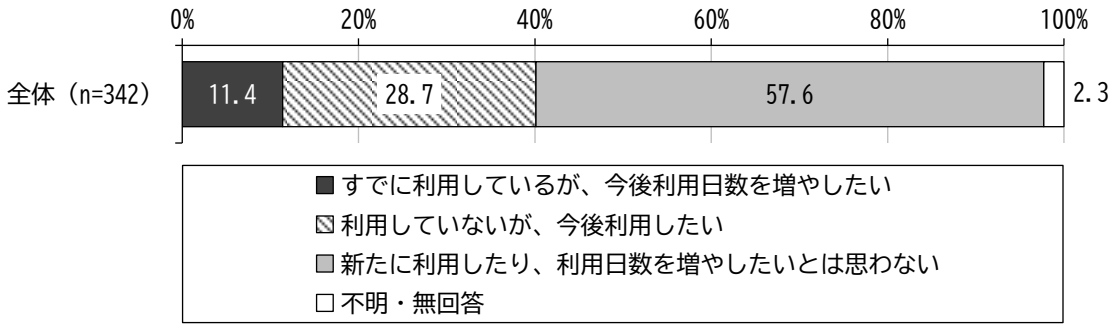
②病児・病後児のための保育施設の利用意向【ニーズ調査】



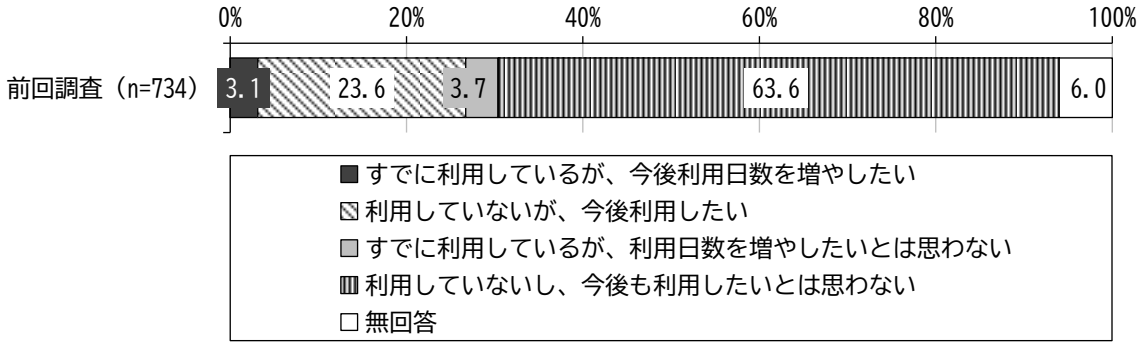
前回調査に比べ、「できれば利用したい」が就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに増えています。特に就学前児童保護者は 55.3%で前回調査から 17.5 ポイント増加しました。

③地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向【ニーズ調査】

〈就学前児童保護者（今回調査）〉



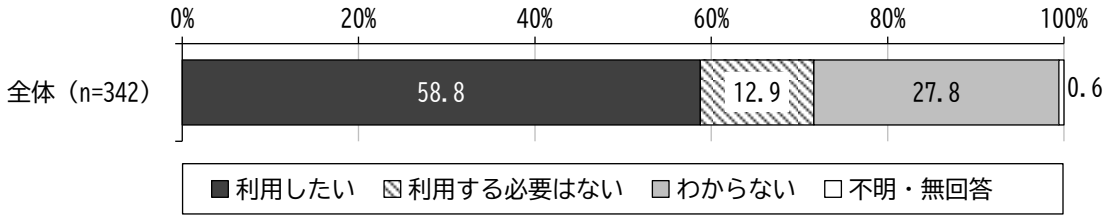
〈就学前児童保護者（前回調査）〉



前回調査に比べ、利用意向は増えています。「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と「利用していないが、今後利用したい」の合計は 40.1%で前回調査から 13.4 ポイント増加しています。

④こども誰でも通園制度の利用意向【ニーズ調査】

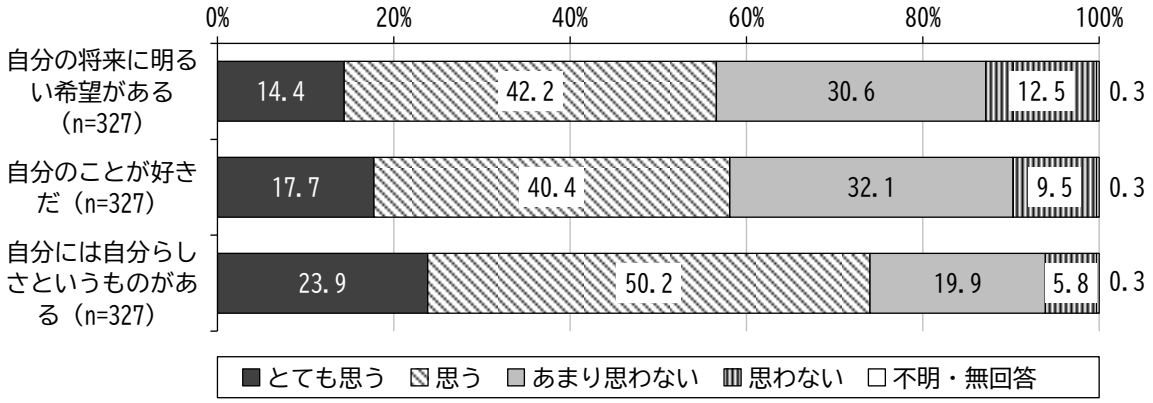
〈就学前児童保護者〉



「利用したい」は 58.8%と高いニーズがある状況です。

（3）こども・若者の現状と将来について

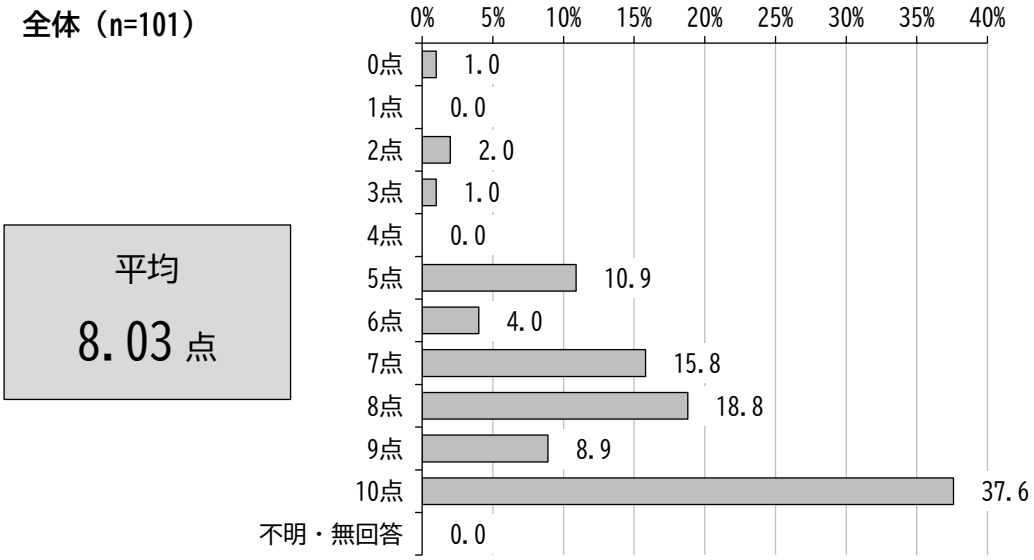
①自身への考え【こども・若者調査】



「あまり思わない」と「思わない」の合計をみると、「自分の将来に明るい希望がある」と「自分のことが好きだ」がともに４割以上となっており、自己肯定感や将来への希望を持ちづらいこども・若者が多いことがわかります。また、「自分には自分らしさというものがある」においても 25.7%となっており、自分らしさを見つけられていないこども・若者が一定数いる状況です。

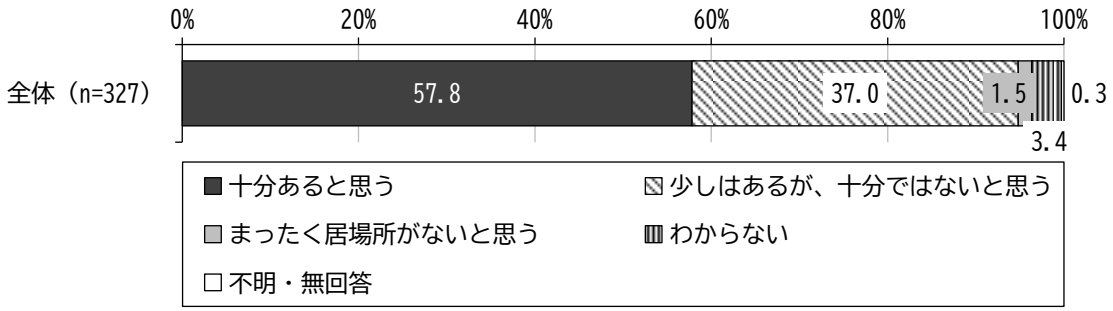
②最近の生活への満足度【熊本県生活実態調査】

〈小学５年生・中学２年生児童・生徒〉



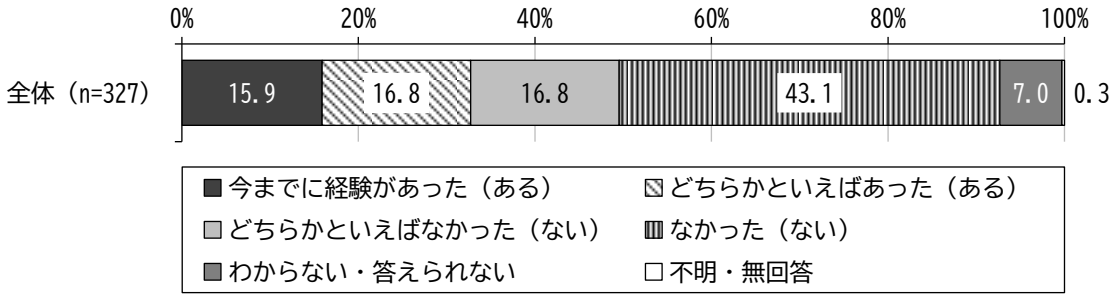
最近の生活への満足度は、平均が 8.03 点で、０点から 10 点のうち「10 点」の割合が最も高くなっています。

③居場所があると思うか【こども・若者調査】



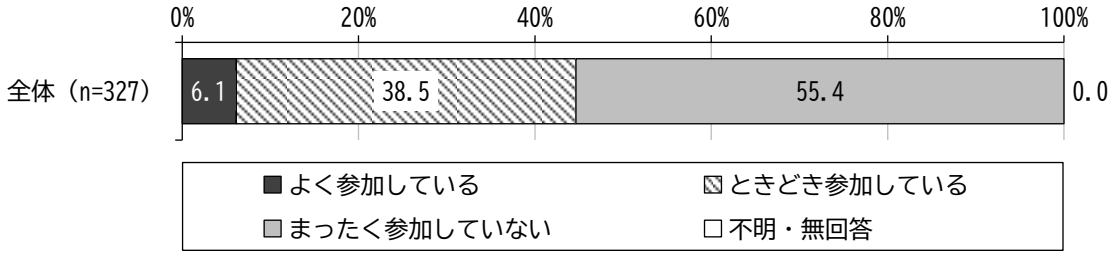
居場所について、「少しはあるが、十分ではないと思う」と「まったく居場所がないと思う」の合計が 38.5%となっています。

④社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったか（あるか）【こども・若者調査】



社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、「今までに経験があった（ある）」と「どちらかといえばあった（ある）」の合計が 32.7%となっています。

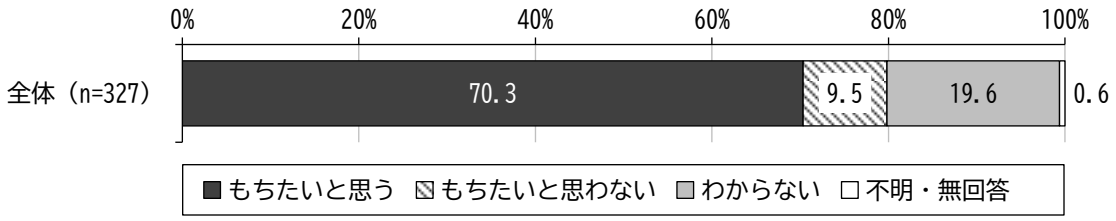
⑤地域の活動や行事への参加状況【こども・若者調査】



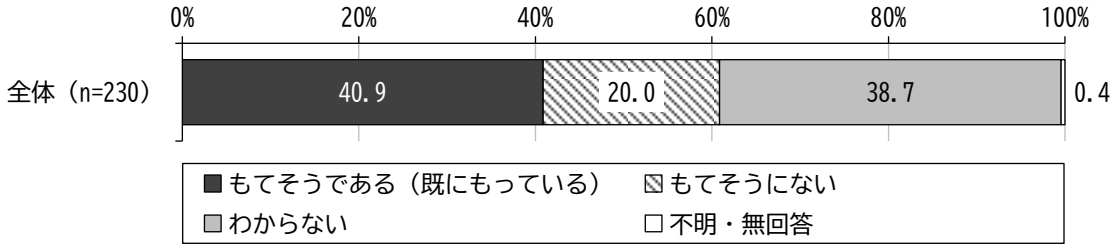
地域の活動や行事に「まったく参加していない」は 55.4%と半数以上となっています。

⑥こどもをもつことへの考え【こども・若者調査】

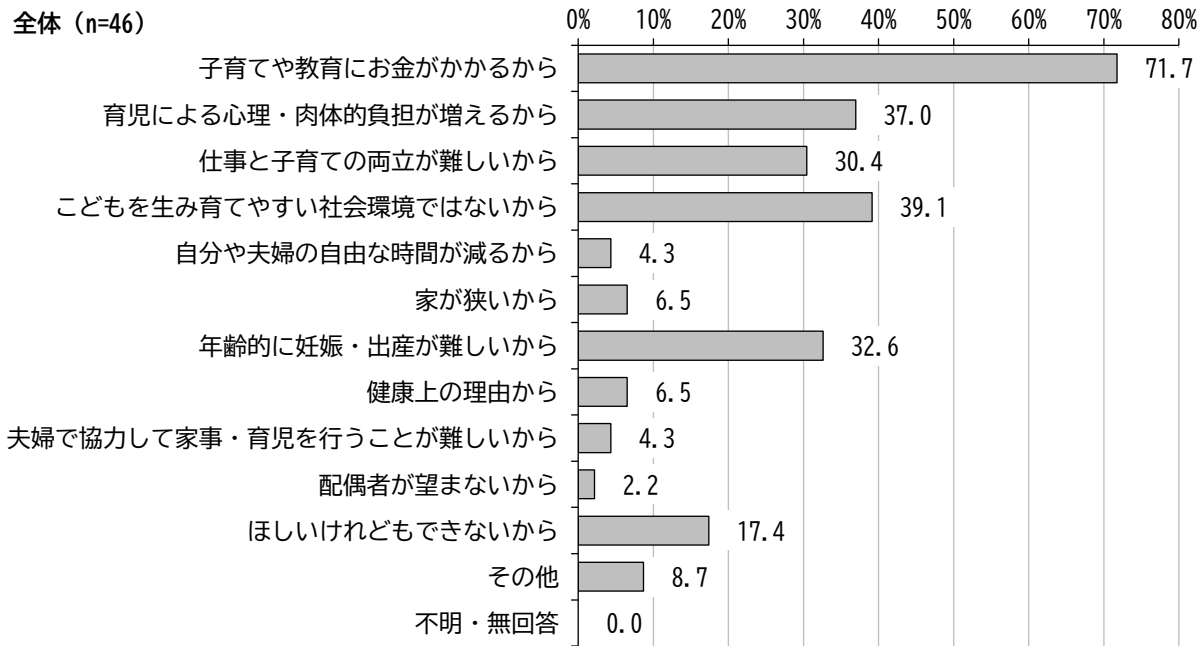
〈「こどもをもちたいと思うか」の状況〉



〈「理想とするこどもの数をもてそうか」の状況〉



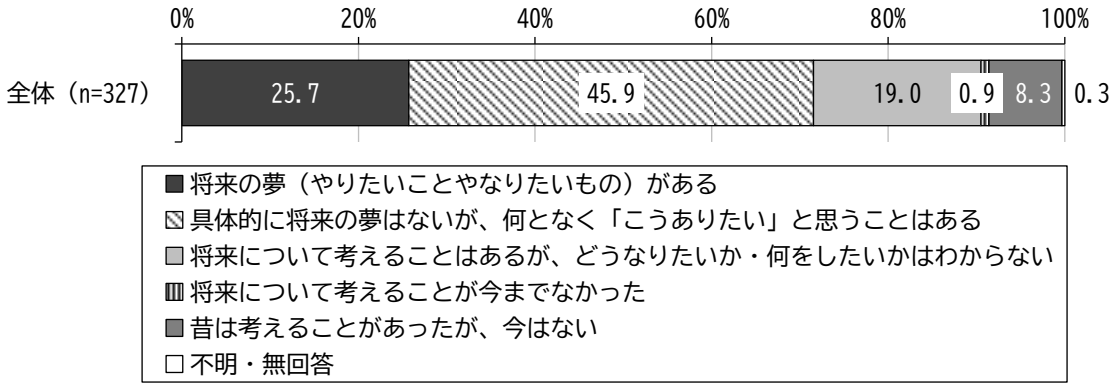
〈「理想とするこどもの数をもてそうにない理由」の状況〉



こどもを「もちたいと思う」は 70.3%となっています。

理想とするこどもの数をもてそうかに対しては、20.0%が「もてそうにない」と回答しており、その理由として、金銭面や社会環境、心身の健康への不安が多く挙げられています。

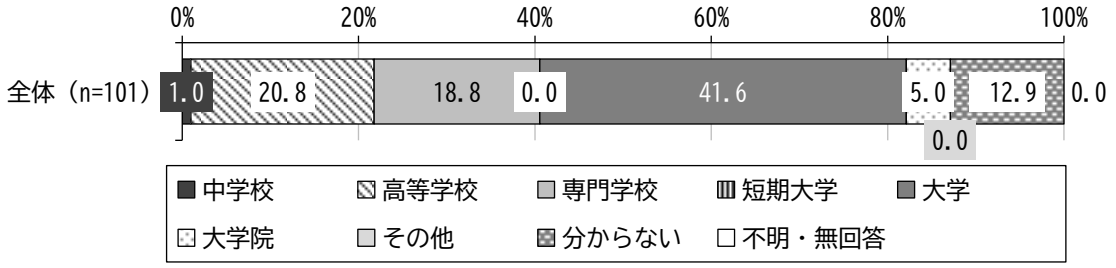
⑦将来についてどのように考えているか【こども・若者調査】



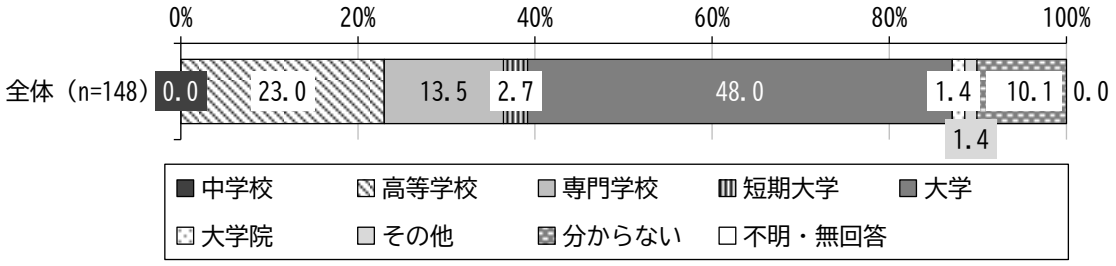
「将来について考えることはあるが、どうなりたいか・何をしたいかはわからない」、「将来について考えることが今までなかった」、「昔は考えることがあったが、今はない」の合計は 28.2%と将来についてのイメージができていないこども・若者が３割程度いる状況です。

⑧将来の進学希望【熊本県生活実態調査】

〈小学５年生・中学２年生児童・生徒の「どの学校まで進学したいか」〉



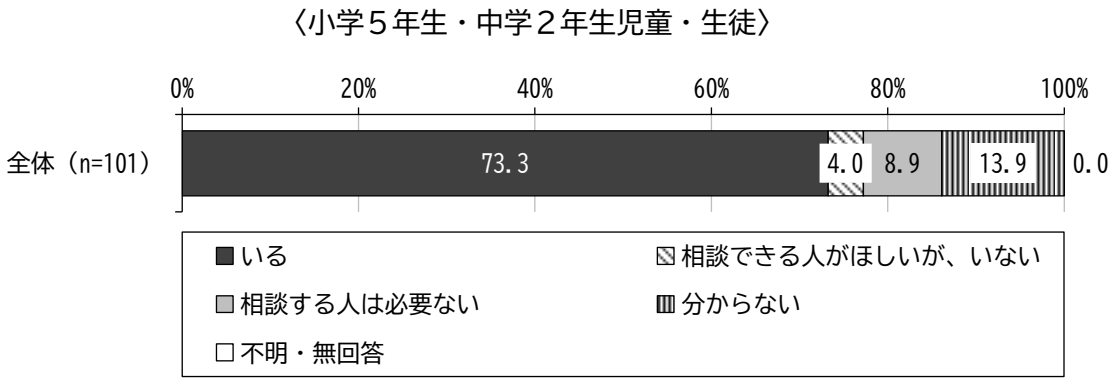
〈小学５年生・中学２年生保護者の「自分のこどもをどの学校まで進学させたいか」〉



将来の進学希望として「大学」と「大学院」の合計は、児童・生徒と保護者ともに５割程度となっています。

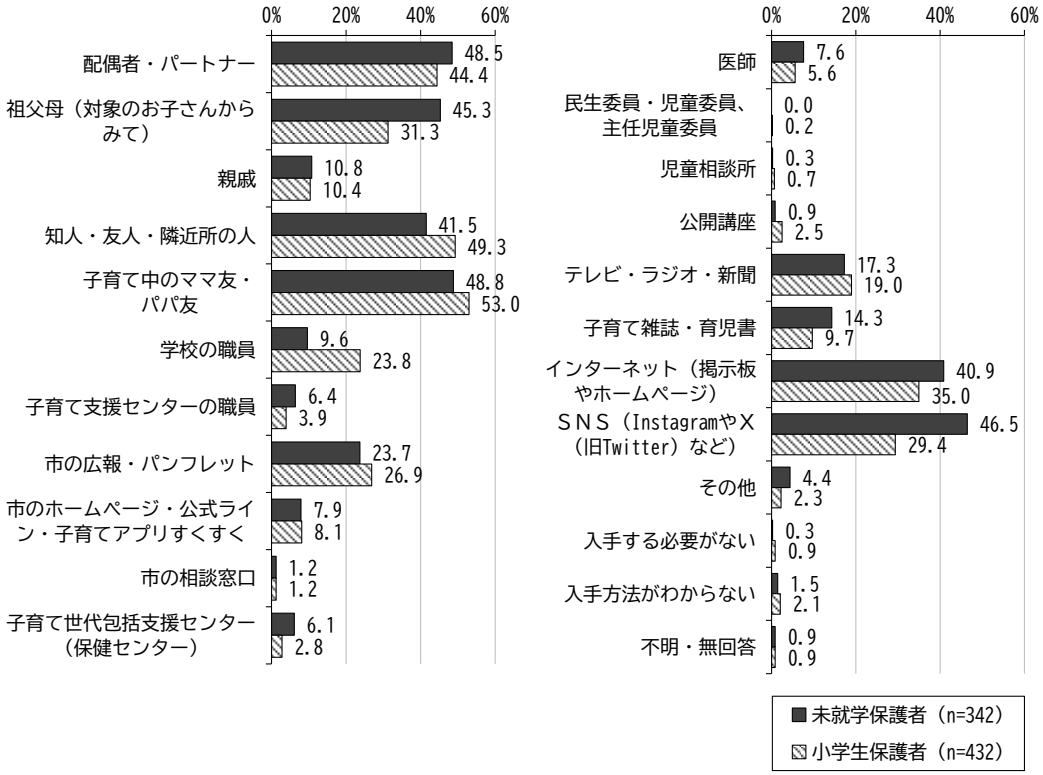
（４）相談・情報提供について

①悩みを相談できる人はいるか【熊本県生活実態調査】



悩みを相談できる人が「いる」は、73.3%となっており、いざというときに相談できない可能性がある児童・生徒が一定数いることがわかります。

②子育てに関する情報をどこから得ているか【ニーズ調査】



子育てに関する情報源として、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに「子育て中のママ友・パパ友」や「配偶者・パートナー」など身近な人が多くなっています。また、「インターネット（掲示板やホームページ）」や「SNS（Instagram や X（旧 Twitter）など）」のニーズが高いことがうかがえます。

３．関係団体アンケート調査結果のとりまとめ

令和６年度に実施した関係団体アンケート調査の結果を以下にとりまとめを行いました。

（１）こども・若者の状況について

①活動を通して感じるこども・若者の困り事

項目	内容
学習について	・勉強についていけない。 ・宿題・自主勉強について相談できない。
生活習慣・家庭環境について	・携帯、テレビゲーム等の普及により、睡眠時間が十分に取れなかったり、遊び方や言葉遣いが荒くなっている。 ・マスクを外すことができない・非言語コミュニケーションが低下している。 ・タブレットやスマホの利用について、管理が難しい。 ・保護者の生活習慣が乱れることによって、こどもに影響を及ぼしている。 ・保護者と意見が合わない。 ・弟や妹の世話を自分がしなければいけない。 ・両親の仲が悪い。 ・兄弟姉妹と扱いが不平等である。 ・少数ではあるが、自分が置かれている家庭環境（ヤングケアラー[6]、ネグレクトなど）が異常なことではないと認識している。
友人等の人間関係について	・周りからどう思われているか、どう評価されているかをとても気にしている。生活環境の差が大きい。 ・人とコミュニケーションがうまくとれない。 ・友人や先生との関係がうまくいかない。 ・いじめられる。学校に行きたくない。SNS 等で仲間外れにされる。 ・周りの友だちがゲームやインターネット等、スマホやタブレットにばかり集中していて、話すこと、遊ぶことが互いにない。相談できない。
居場所について	・遊ぶ場所がない。公園でボール遊びができない。 ・放課後の居場所がない。 ・ふるさとに帰って来たいが、満足な仕事がない。若者がたくさん帰ってこれる人吉市になってほしい。 ・夏休みで家に居る事が多くなっているが、暑すぎてクーラーのある場所じゃないと熱中症になりそう。 ・昼間保護者が働きに出ているわけでもないのに、こどもだけを家においており、夕方（夜）にならないと戻って来ない家もあるが、そういうこどもたちの居場所がないのではないかと思う。 ・本当に困っている子や若者がもっと関わりやすい、悩みごとを言える、何でも話せる人、場所が少ない。

[6] ヤングケアラー…家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

（２）地域課題について

①こども・若者を取り巻く市や地域の環境や取組について改善が必要なことは何か。

・情報が届く人とそうでない人でサービスの格差がある。
・相談をしても対応していただけるまでに時間がかかることが多い。
・公共の交通機関や施設を利用する機会が少ないこと。
・外でなにかしたいと思えるような地域の環境づくりがされていないから、水害やコロナ後、余計に家でネット、携帯、タブレットゲームをする子、扱う子が増えた。
・子供会の行事が減ってきている。
・近所づき合いが希薄になり、無関心がふえた。
・こどもたちの遊び場がない。身近に伸び伸びと走り回ったり、友達や地域の人と触れ合える場がないため、室内にこもってしまう。
・医療資源が少ないことにより、圏域外の医療機関を受診しなければならない。
・発達障がいの可能性のある児童が増加している中、支援を必要とする児童へ対応する支援員の数が不足していると感じる。通常学級も支援学級も児童のメンバーによって、学級崩壊となっているようなケースも見られる。
・閉鎖的な地域の環境。選択肢が少ない。障がい者への偏見が未だに残っている。発達障がいへの理解が乏しく、特に祖父母の理解が得られにくい。

②こども・若者及びその家庭の状況をもれなく把握し、声を上げにくい人を支援につなげるために必要だと感じていることは何か。

・個人情報の問題もあるので、やはり最初のきっかけとしては、学校や行政が状況をある程度把握する（気づく）必要があると思う。そこから支援につなげていくためには、声をあげにくい人達と根気強く向き合う専門的なマンパワーと、それを支える体制づくりが必要。
・親だけでなく、こどもたちのコミュニケーションの中でつながれる物があればなと思う。
・支援が必要であること＝恥ずかしいこと、情けないことではないということを伝え続けること（自己責任ばかりではない）。
・もっと気軽に相談できる窓口となる場所、人。
・地域のつながりを持つ、声をかけることに躊躇することのない環境を作ること。どのような人にどんな支援があるのかをわかりやすく知らせる仕組みづくり。申請のしやすさと対応の早さ。
・様々な面での弱者ももちろん把握したいが、全てのこども・若者の声（例えば、文化面、進路面での高いレベルの学びの場）を把握することこそ、人吉の未来をつくることだと思っている。
・地域の人から、今はなかなか地域にどんな子がいるのか把握しづらいという声が上がっている。お互いの顔を知る機会があるといいと思う。

（3）こども・若者の居場所について

①現在の人吉市には、こども・若者の居場所はあると思うか。

項目	件数（割合）
十分にあると思う	1件（1.8%）
あるが十分でない	45件（80.4%）
ない	7件（12.5%）
不明・無回答	3件（5.4%）

②こども・若者にとって安心して過ごせる居場所をつくっていくためには、どのような視点や機能などが必要だと思うか。

・こどもの年齢に関係なく、無料で安全に過ごせる場所。
・同年代のこどもと話せる場所。遊べる場所が校区ごとにあると、安心して過ごせる。
・複雑さ（手続き）がなく、誰でも自由に入れる場所。せっかくその様な場所に行っても、学習しなければならなかったり、指導を受けるような所では、安心は出来ない。
・交通手段がないと行けない所などでは、そもそも気力がなくなるので、どの地域でも学校から近い場所等、歩いて行ける距離。
・各校区にあるコミュニティセンターにこどもが自由に出入りできるスペースを設け、学習機能や相談機能をもたせる。
・こどもたちに寄り添える視点が重要。おとな（親や教師）の価値観で物事を進めて行くことが多い。本当にこどもたちの意見を聞けているか疑問。
・地域型のスポーツクラブ、カルチャーサークル、公園、図書館、短期アルバイト又はボランティア、こども食堂等。
・延長保育や学童などの利用をし、こどもが一人で過ごす時間を可能な限りなくしたり、登下校等の見守りを地域の人に協力してもらうなどして、徹底して行くことが必要。
・自然を活かした開放的な場所。
・現在の社会資源（福祉サービス事業所や図書館、公民館等）の活用の工夫。

（４）支援活動をより充実させるために、協力や支援を求めたいことは何か。

①行政に求めたいこと。

・助成金の継続や団体スタッフの相談窓口。
・困り事を抱えている方、声をあげにくい方など、見落とされがちな方々の声をとりこぼさないような仕組・体制づくり。
・発達障がいなど支援が必要なこどものために市と連携する中で、学童クラブ側にも当該児童の情報を詳しく教えてほしいと思うことがある。
・金銭的な支援ではなく、もっとこどもたち、老人の人が困っていることをきちんととらえて、現実的な支援をすることが必要。
・支援活動ができる人を増やすための、積極的な呼びかけや広告。
・こどもたちがもっと相談に行きやすい場所、こどもが安心して過ごせる場所。
・人員確保。とにかく動ける人の数が足りない。特別支援教育支援員や学校業務支援員、事務職員、用務員等、職員（教員）の業務負担の軽減が、こどもへの支援の充実につながる。
・児童や職員の安全確保のための迅速な施設・設備の保全管理に対する協力。
・総合スポーツクラブを立ち上げて、こどもの運動の機会を増やす。
・実際にこどもたちにしっかり関わっている方からの意見を重視してほしい。過度な支援により「やってもらって当たり前」と思う保護者が増えないような支援。困窮者が困窮を抜けだせるような支援。
・不登校児童生徒の増加や、家庭支援が必要な家庭の増加等に対応するため、人吉市のスクールソーシャルワーカー[7]が必要。

②地域の人たちに求めたいこと。

・活動するときのボランティア協力。
・声かけしあうなど、とにかく「こういう場所がある」という事を広めてほしい。
・地域の人との伝統的な遊びや工芸づくり、町の歴史巡りなどの交流ができると良い。
・こどもたちの通学路の見守り（下校時など）。
・こどものことで何かあれば学校に連絡していただくことはありがたいが、地域のこどもは地域で育てるという意識で積極的にこどもに関わってほしい。
・地域で子育てをするという視点。

[7] スクールソーシャルワーカー…問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

４．第２期計画の取組の評価

第２期計画に記載されている取組について、実施状況を評価しました。

（１）計画全体の達成状況

目標項目	内容	目標値	現状値	達成状況
年間出生数	出生数が年間 219 人を維持する。	219 人	195 人 （令和４年実績）	未達成
子育てに対する不安感や負担感	就学前児童を持つ保護者で、子育てに不安感・負担感を感じないと回答した割合。	40%	38.0%	未達成
子育て環境や支援への満足度	就学前児童を持つ保護者で、子育て環境や支援に満足していると回答した割合。	30%	14.0%	未達成

資料：目標項目「年間出生数」の現状値は熊本県衛生統計年報
目標項目「子育てに対する不安感や負担感」と「子育て環境や支援への満足度」の現状値は子育て支援に関するニーズ調査

（２）個別計画の取組状況の評価

具体的な取組を担当課により４段階評価しました。さらに、その結果を施策ごとに集計した上で平均値を算出し、以下の基準により総合評価しました。

評価区分	基準となる状況
A	十分できている（3.5 以上）
B	できている（3.5 未満 2.5 以上）
C	あまりできていない（2.5 未満 1.5 以上）
D	できていない（1.5 未満）

①子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に基づく取組の評価

基本目標１　安心して子育てできる環境づくり

基本施策	主な取組内容	評価
①質の高い教育・保育の総合的な提供	地域に開かれた子育て支援施設としての機能充実を図るとともに情報発信を行う。	B
②子どもと親への健康支援	子育て世代包括支援センター（すくすく子育てセンター）を中心に妊娠、出産、子育て期における切れ目のない母子保健サービスの充実や健康診査等の事業に取り組み、子育て家庭に生じる不安や親のストレス解消に努める。	A
③育児不安を軽減する子育て支援	親がこどもの成長発達過程を理解した上で、適切な関わり方や育児方法を身に付けることができ、親が不安や悩みを自ら解決する力を身に付け、安心して楽しく子育てができる環境づくりを行う。	B
④経済的な支援	幼児教育・保育の無償化をはじめとして、法令等に基づく児童手当といった各種手当の支給やこども医療費等の助成を行い、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減を図る。	A
⑤障がいのあるこどもとその家庭への支援	発達相談等を実施しながら保健・福祉・教育など関係機関が連携し、保育所・認定こども園・幼稚園の就学前支援を小学校等に途切れることなく引き継ぎ、こどもの適性とニーズに合わせた親子支援を継続できるような環境づくりを行う。 また、障がいの有無に関わりなく、誰もが尊重される社会を実現する上で、こどもの頃からの交流や親や社会全体への啓発活動を行い、支援体制の構築に向けた助言等を行う。	B
⑥ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等を支援し生活の安定と向上を図り、こどもの健全な成長を確保するため、国の法制度に基づき経済的支援を実施するとともに、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、こどもへのサポートなど、総合的な自立支援を行う。	B

基本目標２　子育てを地域で支える環境づくり

基本施策	主な取組内容	評価
①交流の場の提供	つどいの広場「ほっとステーション九ちゃんクラブ」を核として、子育てに関する情報交換や相談機能の充実、交流の場の提供といった環境づくりを行うとともに、 子育てネットワークの充実を図る。	A
②子育て支援の担い手育成	地域で子育て親子を支援するボランティアや民間団体の担い手を育成し、子育てを地域ぐるみで支え合い、補い合うことができるような環境づくりを図る。	A
③地域の見守り体制づくり	地域ぐるみでの見守りを行っていくと同時に、人吉市要保護児童対策及びDV[8]対策協議会における取組を強化し、虐待防止対策の充実を図り、虐待やいじめのない、子育てがしやすい環境づくりを行う。	B

[8] DV（ドメスティック・バイオレンス）…家庭内、同居者間での暴力や攻撃的行動のこと。

基本目標３　子育てと仕事が両立できる環境づくり

基本施策	主な取組内容	評価
①ワーク・ライフ・バランス[9]の推進	ワーク・ライフ・バランスについて普及・啓発を図り、保護者がしっかりとこどもに向き合い、喜びを感じながら子育てができるような環境づくりを行う。	B
②多様な就労ニーズに応じた支援	こどもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感、負担感の軽減を図るため、様々な保育サービスや子育て支援サービスを提供するとともに、多様なニーズに対してきめ細かく情報提供を行い、利用に結びつける。	A

基本目標４　こどもの健やかな成長に向けた環境づくり

基本施策	主な取組内容	評価
①子どもの心と体の健康づくり	親子が健康のための正しい知識を身に付け、こどもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図る。	B
②子どもの生きる力の育成	自分に権利があるのと同じように、他人にも権利があることを理解し、自分だけでなくみんなが幸せになるために、お互いの権利を大切にして社会のルールを守ることの重要性を周知・啓発する。	B
③自覚と責任ある親育ちの支援	社会全体で家庭教育を支援する体制づくりを目指し、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供する。	C
④体験機会の提供	地域社会、地域住民の協力のもと、地域を主体とした文化活動やスポーツ活動、各種体験活動、地域間交流活動を推進し、こどもたちに異年齢の縦のつながりの人間関係を構築できるような環境づくりを行う。	B

基本目標５　子どもと子育て家庭に安全・安心な環境づくり

基本施策	主な取組内容	評価
①事故や犯罪から子どもを守る体制整備	こどもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、地域の目で守り、犯罪防止、抑制につなげていき、安全・安心なまちづくりを目指す。	A
②虐待やいじめから子どもを守る体制整備	こどもの様子やサインをいち早く察知し、児童虐待やいじめからこどもを守るため、こども・子育て相談員を配置し、相談機能の充実を図り、地域社会全体で早期発見、保護などの支援を行う。また、要保護児童対策及びＤＶ対策協議会においても、関係機関との情報共有を図り連携強化に努める。	A
③安全・安心な環境の整備	こどもと一緒に気軽に外出することができるよう、公園などの遊び場や道路の整備、維持管理など、子育てにやさしい環境づくりを推進する。	B

[9] ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。働く全ての人々が、仕事と育児、介護、趣味、学習、休養又は地域活動といった仕事以外の生活との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

②子どもの貧困対策推進計画に基づく取組の評価

基本方針１　教育の支援

基本施策	主な取組内容	評価
①学校教育の充実	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援する。また、保育所・認定こども園・幼稚園から小学校、小学校から中学校へとこどもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、こどもの成長を切れ目なく支援する。	A
②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携	学校やこどもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー[10]やスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校における相談体制の充実を図る。また、貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォーム[11]として学校を位置づけ、学校、学校教育課、福祉課などが連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開する。	B
③地域の人材を活用した学びの場づくり	地域の教育力を活用し、夏休みは小学３年生、放課後は小学４、５年生を対象に、学力向上のためのパワーアップ教室を開講するとともに教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供する。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援する。	B
④就学前教育・保育の充実	幼児教育・保育の無償化を着実に推進するとともに、子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組み、保護者の負担を軽減する。また、幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努める。	A
⑤就学支援の充実	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、市広報やホームページの活用など、いつでも知ることのできる広報に努める。	A
⑥地域における学習支援等	学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）[12]や学校支援地域本部事業により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。また、生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。	B

[10] スクールカウンセラー…学校に配置され、児童生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。
[11] プラットフォーム…共通の土台となる基本的な環境や設定のこと。
[12] コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みのこと。

基本方針２　生活・就労の支援

基本施策	主な取組内容	評価
①子どもたちの居場所づくり	小学校運動部活動の社会体育移行による新たな体制の構築に努め、放課後のこどもの居場所づくりにつながるよう支援する。また、高齢者や事業者など地域の人材を活用した多世代交流の推進や子ども食堂などへの支援、こどもが安心して過ごす場所としてフリースペースの提供等に取り組み、こどもの居場所づくりを推進する。	A
②子どもの健康・生活への支援	妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進するとともに発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組む。また、学校や地域と連携した食育[13]の取組を行い、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図る。	A
③就労支援の充実	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に職場体験を実施する。また、市内事業所に関する情報提供やハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行う。ひとり親家庭等の経済的な自立の支援に向けては、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努め、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組む。	B
④保護者の健康確保	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整備する。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消する。	B
⑤保護者の教育力の向上	こどもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育・子育て支援に関する情報の提供を行う。	B
⑥暮らしへの支援	生活上の課題から悩みを抱えている保護者に対し、相談業務を行いながら、必要に応じて家事支援や育児支援を行い、関係機関へつなぐ。また、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に努める。	A

基本方針３　経済的支援

基本施策	主な取組内容	評価
①生活を下支えする経済的な支援	貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、各種法制度等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等を含む経済的支援を行う。	A

[13] 食育…様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

基本方針４　連携体制等の構築

基本施策	主な取組内容	評価
①相談体制の整備・充実	子ども家庭総合支援拠点を設置し、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化するとともに、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行う。また、子育て世代包括支援センターを活用したワンストップサービス[14]の窓口として機能の充実や相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップ、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図る。	A
②関係機関による連携強化・ネットワークの整備	既にある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークの強化に努める。また、子育て世代包括支援センターの充実や、スクールソーシャルワーカーの活用を図り、学校と福祉関係機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待などこどもを取り巻く環境の調整・改善に取り組む。	A
③早期発見と必要な支援へのつなぎ	母子保健に関する各種サービスや保育施設、学校、放課後児童クラブ等のこどもに関わるあらゆる機関においてこどもの様子や保護者との関わりから家庭やこどもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行う。また、各種相談窓口や地域との連携により、早期に発見し専門機関につなぐことができる環境を整備する。	A
④子どもたちを応援する地域づくり	関係機関や民間と連携・協力し、地域資源の掘り起こしや育成、地域・民間の力を発揮する仕組みづくりを推進する。また、身近な地域での声かけや多世代交流の推進を行い、地域全体でこどもたちを応援するまちを目指す。	B

[14] ワンストップサービス…これまで複数の窓口に分かれていた手続きや相談を１箇所の窓口で、もしくは１回の手続きで完了させるサービスのこと。

５．第２期計画の目標事業量の達成状況

（１）特定教育・保育事業

①１号認定（３～５歳）

単位:人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	221	213	202	192	189
	実績	239	221	233	198	197
確保方策	目標	267	267	267	267	267
	実績	265	240	255	240	235
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		26	19	22	42	38

②２号認定（３～５歳）

単位:人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	543	524	495	471	464
	実績	560	542	508	450	418
確保方策	目標	645	645	645	645	645
	実績	626	579	554	532	485
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		66	37	46	82	67

③３号認定（０歳）

単位:人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	84	82	79	77	75
	実績	72	61	50	50	43
確保方策	目標	189	189	189	189	189
	実績	172	155	148	139	134
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		100	94	98	89	91

④３号認定（１・２歳）

単位:人

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	目標	365	360	361	351	341
	実績	409	357	315	328	284
確保方策	目標	436	436	436	436	436
	実績	432	396	388	379	371
過不足（確保方策実績－量の見込み実績）		23	39	73	51	87

（２）地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（箇所）	2	2	2	2	2
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2
実施箇所（箇所）		2	2	2	2	2

○地域子育て支援拠点事業

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数/月）	146	144	142	139	134
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
利用実績（延べ人数/月）		246	―	106	235	―
実施箇所（箇所）		1	1	1	1	1

※本市の地域子育て支援拠点である「九ちゃんクラブ」は新型コロナウイルス感染症及び令和２年７月豪雨被災のため令和２年４月 13 日から令和３年５月 31 日まで閉館。

○妊婦健康診査

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（人回）	3,164	3,094	2,996	2,912	2,828
	確保方策	医療機関にて個別実施。初回～14 回、歯科１回。妊娠～出産前まで。				
利用者数（人回）		2,483	2,227	2,094	1,814	―

○乳児家庭全戸訪問事業

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（人/年）	226	221	214	208	202
	確保方策	実施体制：助産師（１名）又は保健師（３～４名）で対応 実施機関：人吉市保健センター				
実績（人/年）		182	162	174	150	―
実施体制		助産師１名 保健師３名	保健師４名	助産師１名 保健師４名	助産師２名 保健師３名	助産師１名 看護師１名 保健師６名

○養育支援訪問事業

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（件/年）	52	51	49	48	46
	確保方策	実施体制：助産師（１名）又は保健師（３～４名）で対応 ※育児・家事援助については、ヘルパー派遣（委託業務）において実施				
実績（件/年）		41	67	67	69	―
実施体制		保健師３名	保健師３名	保健師３名	保健師３名	保健師７名

○子育て短期支援事業

◆ショートステイ

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数）	10	10	10	10	10
	確保方策（箇所）	4	4	4	4	4
利用実績（延べ人数）		1	14	3	6	―
実施箇所（箇所）		2	2	2	2	2

※実施箇所数の他に里親宅においても実施。

◆トワイライトステイ

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数）	5	5	5	5	5
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2
利用実績（延べ人数）		0	0	0	0	―
実施箇所（箇所）		2	2	2	1	1

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（件）	300	291	284	275	267
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
利用実績（件）		13	182	197	190	―
実施箇所（箇所）		1	1	1	1	―

○一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数）	13,386	12,933	12,219	11,637	11,451
	確保方策（延べ人数）	13,386	12,933	12,219	11,637	11,451
利用実績（延べ人数）		4,477	5,362	3,522	2,964	―

○一時預かり事業（幼稚園型を除く在園児以外を対象とした一時預かり）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数）	403	392	380	365	357
	確保方策（箇所）	15	15	15	15	15
利用実績（延べ人数）		613	320	410	429	―
実施箇所（箇所）		13	13	13	13	13

○時間外保育事業（延長保育事業）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数）	605	589	570	548	536
	確保方策（延べ人数）	605	589	570	548	536
利用実績（延べ人数）		540	449	426	393	―

○病児・病後児保育事業

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（延べ人数）	600	600	600	600	600
	確保方策（延べ人数）	600	600	600	600	600
利用実績（延べ人数）		244	316	215	263	―

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画	量の見込み（人）	517	534	554	562	554
	確保方策（人）	517	534	554	562	554
	施設数（箇所）	10	10	10	10	10
利用実績（人）		419	420	470	428	―
実施箇所（箇所）		10	11	13	12	13

６．現状・課題のまとめ

（１）こども・若者の成育環境について

・こども・若者調査によると、居場所があると思うかに「少しはあるが、十分ではないと思う」と「まったく居場所がないと思う」と回答した割合の合計が約４割となっています。
・こども・若者調査によると、地域の活動や行事に「まったく参加していない」割合が 55.4%と半数以上となっています。
・関係団体アンケート調査によると、活動を通して感じるこども・若者の困り事の内容から「安心して過ごせる居場所」や「学習への支援」、「学校等での人間関係形成への支援」が求められています。
・関係団体アンケート調査によると、現在の人吉市には、こども・若者の居場所はあると思うかに「あるが十分でない」と「ない」と回答した割合の合計が 92.9%となっています。また、居場所づくりにおいて必要な視点や機能として、「自由に利用できる」や「こどもの意見を反映させる」、「身近な場所にある」が挙げられています。

**　地域との連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、こどもの意見を取り入れた利用しやすい居場所づくりや地域全体でこども・若者の成長を支えられる体制整備が必要です。**

（２）こども・若者や子育て世帯の心身の健康づくりについて

・こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。
・ニーズ調査によると、子育てに関して不安感や負担感などを感じるかにおいて、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計は就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに５割を超えており、前回調査に比べ、不安感や負担感が増えている状況です。
・熊本県生活実態調査によると、悩みを相談できる人はいるかに「いる」は、73.3%となっており、いざというときに相談できない可能性がある児童・生徒が一定数いる状況です。
・こども・若者調査によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について、「今までに経験があった（ある）」と「どちらかといえばあった（ある）」の合計が 32.7%となっています。
・関係団体アンケート調査によると、「携帯、テレビゲーム等の普及により、睡眠時間が十分に取れていない」や「保護者の生活習慣が乱れることによって、こどもに影響を及ぼしている」との意見が挙げられました。

**　母子保健事業のさらなる充実による、親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための取組や心理的不安やストレスを抱えたときに気軽に相談できる体制づくりが重要です。**

（3）子育て環境や支援について

・ニーズ調査によると、就学前児童保護者の就労状況は、父親は 94.2%、母親は 85.1%が「フルタイム」もしくは「パートタイム・アルバイト」となっており、多くの家庭で働きながら子育てを行っている状況です。
・ニーズ調査によると、就学前児童父親の育児休業の状況は、「取得していない」が 83.0%と多くの父親が育児休業を取得していない状況です。また、父親の「取得していない」理由は、「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、職場の環境が主な要因として挙げられています。
・ニーズ調査によると、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに子育てに自信が持てないことがある割合が増えています。自信が持てない理由としては、「子育てのしかたがわからない」が多くなっています。
・ニーズ調査によると、病児・病後児保育施設と地域子育て支援拠点事業の利用意向が前回調査から増加しています。
・ニーズ調査によると、子育てに関する情報源として、「子育て中のママ友・パパ友」や「配偶者・パートナー」など身近な人が多くなっています。また、「インターネット（掲示板やホームページ）」や「SNS（Instagram や X（旧 Twitter）など」のニーズも高い状況です。
・関係団体アンケート調査によると、支援活動推進において必要なこととして「支援が必要な人の声をとりこぼさない仕組み・体制づくり」が挙げられています。

保育・教育サービスや子育て支援サービスを充実させ、全てのこどもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、仕事と子育ての両立や子育て当事者のニーズに応じた支援・情報提供を推進し、子育て世帯の負担や不安の軽減に努めることが重要です。

（4）こども・若者の希望を実現できる地域づくりについて

・こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。
・こども・若者調査によると、自分の将来に明るい希望があるに「あまり思わない」と「思わない」の合計は４割以上となっています。
・こども・若者調査によると、こどもを「もちたいと思う」は約７割となっています。また、理想とするこどもの数をもてそうかに対しては、20.0%が「もてそうにない」と回答しており、その理由として、金銭面や社会環境、心身の健康への不安が多く挙げられています。
・こども・若者調査によると、将来についてのイメージができていないこども・若者が３割程度いる状況です。

こども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、こどもたちの意見やニーズを把握しながら、不安解消に向けた支援を充実させ、生活基盤を支えていくことが必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

これまで、本市では平成 27 年３月に策定した「人吉市こども・子育て支援事業計画」にて『「いのちを育み、えがお煌（キラ）めく、ひとよし」～子ども達の笑顔があふれ、市民みんなが輝くまち～』を基本理念として掲げ、第２期計画までその基本理念を継承し、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、こども・子育て支援に取り組んできました。

そのような中で、こども大綱などに示されたように国では「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども・若者を当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。本市においても、この流れを汲みながら、こどもたちの未来を地域全体で育てるまちを目指していく必要があります。

【基本理念】

みんなが笑顔で　自分らしく暮らせるまち

こどもまんなか　ひとよし



２．基本目標

（１）ライフステージ共通施策の基本目標

１　こども・若者の権利を守る

こども・若者の権利を守ることは「こどもまんなか社会」の実現に不可欠なことです。全てのこども・若者が差別やおとなの都合などに左右されないよう、こども・若者の権利の理解促進や意見表明の機会づくりに向けた取組を進めるとともに、権利が守られない状況や特別な支援が必要な状況にいるこども・若者への支援に取り組みます。

２　こども・若者の安全を守る

こども・若者の健やかな成長には、健康や命が守られる環境が重要です。全てのこども・若者が虐待や犯罪から守られ、自殺に追い込まれない体制を整備します。

３　こども・若者の成育環境をつくる

良好な成育環境を整備することは、こども・若者の成長にとって重要です。生涯を通じた学びの場や豊かな体験の機会の提供に努め、豊かなキャリア形成への支援を行うとともに、居場所づくりや地域コミュニティの形成を推進し、いきいきと暮らせるまちをつくります。

４　こども・若者の生活を支援する

こどもが成長していく過程においては、一人ひとりの置かれている状況によって多様な課題や困り事が生じます。その解決には、一人で抱え込まず、周りが適切にサポートすることが不可欠です。相談体制や情報提供体制、子育て支援サービスを充実させるとともに貧困状態にあるこども・若者への支援に取り組み、安心して生活できる環境を整備します。

（２）ライフステージごとの施策の基本目標

ライフステージに応じて切れ目なく支援する（誕生から若者世代・子育て世代まで）

これまでの子育て支援の取組においても「切れ目のない支援」は重要とされており、こどもの成長に応じて切れ目なく保健・福祉の取組を進める体制づくりに努めてきました。今後は、次代の親となる若者世代まで切れ目なく支援が行える体制の整備を進めていきます。

また、こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化していく中で各ライフステージに応じて保健・福祉・教育の支援を適切に行い、年齢によって支援が途切れないよう切れ目なく推進していきます。

３．施策の体系

《基本理念》　みんなが笑顔で　自分らしく暮らせるまち　こどもまんなか　ひとよし

	基本目標	基本施策
1．ライフステージ共通施策	1 こども・若者の 権利を守る	（1）こどもの権利の理解促進と意見表明の機会づくり （2）障がい児・医療的ケア児[15]への支援 （3）様々な配慮を要するこども・若者への支援
	2 こども・若者の 安全を守る	（1）児童虐待防止の推進 （2）自殺対策の推進 （3）犯罪等からこども・若者を守る取組の推進
	3 こども・若者の 成育環境をつくる	（1）生涯を通じた学び・体験の機会の充実 （2）居場所づくりの推進 （3）地域コミュニティの形成 （4）子育て支援サービスや施設等の整備
	4 こども・若者の 生活を支援する	（1）相談・情報提供体制の充実 （2）こどもの貧困対策の推進 （3）ひとり親への支援
2．ライフステージごとの施策	1 こどもの誕生から 幼児期までの支援	（1）切れ目のない保健・医療の確保 （2）保育・教育環境の整備 （3）育児への支援
	2 児童・生徒期への支援	（1）学校教育の充実と環境の整備 （2）心身の健康保持への支援
	3 若者への支援	（1）教育・就労・健康増進への支援 （2）結婚やこどもを持つことへの支援
	4 子育て世帯への支援	（1）経済的負担軽減への支援 （2）家庭教育への支援 （3）共働き・共育て世帯への支援

[15] 医療的ケア児…日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

第４章　計画の取組

１　ライフステージ共通施策

１－１．こども・若者の権利を守る

（１）こどもの権利の理解促進と意見表明の機会づくり

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図ります。

また、こども基本法の理念に基づき、こども・若者の意見を表明する機会を確保し、得られたこどもの意見がまちづくりに反映される仕組みづくりを検討します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
こども計画等の周知	こども計画やこども基本法をこどもや若者に対し広く周知するため、本計画の概要版やパンフレット等を保育所や放課後児童クラブ等に配架します。	こども未来課
人権週間の広報	国が定める人権週間（毎年 12/4～12/10）について、市広報等を通じて、市民に広く周知するとともに、人吉市人権教育推進連絡協議会と連携し、人権ポスター展示等を通じて、周知を行います。	社会教育課
人権教育の実施	児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、市内小学校・中学校の教員を対象とした研修を充実させ、教職員の人権意識のさらなる向上を図ります。	学校教育課
「特別の教科道徳」の推進	道徳が「特別の教科道徳」として教科化するに伴い、「『考える道徳』『議論する道徳』への転換」を推し進めます。こどもの意見や視点を尊重し、「公正・公平」等の道徳的価値を養うことで人権意識を高めます。	学校教育課
障がいを理由とする差別の解消の推進	障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のため、差別解消や合理的な配慮について、市ホームページや市広報等を活用した周知・啓発を行います。	福祉課

事業名	取組内容	担当課
「中学生みらい議会」の開催	市内中学生による「中学生みらい議会」の開催を通じて、こどもの意見を取り入れたまちづくりを推進します。	学校教育課
こども・若者の意見収集	こども・若者の視点に立った居場所づくり等を推進していくため、学校や関係機関・団体と連携し、こども・若者の意見収集の方法を検討します。	こども未来課 学校教育課



（２）障がい児・医療的ケア児への支援

発達相談等を実施しながら保健・福祉・教育など関係機関が連携し、保育所・認定こども園・幼稚園の就学前支援を小学校等に途切れることなく引き継ぎ、こどもの適性とニーズに合わせた親子支援を継続できるような環境づくりを行うとともに、障がいの有無に関わりなく、誰もが尊重される社会を実現するために、こどもの頃からの交流や親や社会全体への啓発活動を行い、支援体制の構築に向けた助言等を行います。

また、医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援することが求められています。人材の確保・育成に取り組むとともに、関係機関と連携しながら支援体制の検討・構築に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
障がい児親の会「くまっこくらぶ」の活動支援	人吉球磨の障がいのあるこどもをもつ親の会であり、親同士の交流や情報交換、悩みの解決の場である同会の活動を支援します。	保健センター
児童発達支援センター	療育の相談や障がい児通所支援事業所への技術指導を行い、こどもの健全な発育発達を促し、また親の育児不安や悩みに対応しながら親子の支援を行います。	福祉課
巡回支援事業	保育所・認定こども園・幼稚園に通う発達障がい児の成長・発達を支援するため、療育等の研修を受けた保育士が施設を巡回し、各園の保育士や教諭、関係機関と連携を図り、困り感のあるこどもとその保護者への支援を行います。	保健センター
保育所等訪問支援	現在利用中又は今度利用する予定の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に安定した利用ができるよう当該施設を訪問し、支援を行います。	福祉課 保健センター
児童発達支援	手帳の有無にかかわらず、障がいの特性に応じて、身近な地域の障がい児支援として、通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行います。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の支援を行います。	福祉課

事業名	取組内容	担当課
球磨圏域乳幼児発達相談事業	行動面や情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、発達小児科医と心理判定員が相談に応じます。親がこどもの特性と適切な関わり方について学ぶことで、こどもの成長発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図ります。	保健センター
発達相談外来の実施	月に１回人吉医療センターにて専門医による発達外来を実施します。	保健センター
特別支援教育	各学校の特別支援教育コーディネーター[16]の活動を充実させ、特別支援教育支援員の拡充を図ります。特別支援学級に限らず通常学級も含め、こども一人ひとりのニーズに合わせた対応を行うとともに、特別な支援を必要とするこどもへの理解と支援を行います。	学校教育課
人吉市特別支援連携協議会	特別な支援を必要とするこどもに対する支援体制の整備を図り、特別支援教育を推進します。幼児期から就学後まで一人ひとりに合わせた段階的な支援ができるよう、関係機関の連携を充実させていきます。	学校教育課
障害児保育事業、軽度障害児保育事業	認可保育所等において、障がいのある児童の受入れ体制を整備するため、保育士の加配経費の一部の補助を行います。	こども未来課
放課後児童クラブ障がい児受入れ促進事業	放課後児童クラブの障がい児受入れを促進するため、専門的知識のある指導員を加配するクラブに経費の補助を行います。	こども未来課
放課後等デイサービス	小学校から高等学校に就学している障がい児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の活動の場を提供します。	福祉課
補装具の交付・修理	身体の失われた部分などを補って日常生活や学業生活をしやすくするために、必要な用具の購入の費用について助成します。例）車いす、補聴器 等	福祉課
日常生活用具の給付	重度心身障がい児等に対して日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として自立支援用具等の日常生活用具を給付します。例）特殊寝具、歩行支援用具 等	福祉課

[16] 特別支援教育コーディネーター…特別支援学校又は小学校・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭のこと。障がいのある児童に関する教育相談や、福祉・医療等関連諸機関との連携調整を行う。

事業名	取組内容	担当課
障害者住宅改造助成	重度の心身障がいのある児童の世帯に対し、バリアフリー化など改修工事をする際に助成を行います。	福祉課
特別児童扶養手当	20 歳未満で、身体・知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している保護者に対して手当てを支給します。	福祉課
障害児福祉手当	常時介護が必要な最重度の在宅障がい児に対して手当てを支給します。	福祉課
重度心身障害者医療費助成	満１歳以上の重度の心身障がいのある児童に対し、医療費の自己負担金の一部を助成します。	福祉課
自立支援医療費の給付	精神疾患のための医療機関へ通院した場合、医療費の自己負担金の一部を給付します。	福祉課
自立支援医療（育成医療）	18 歳未満の児童で、身体に障がいのある人、又は現存する疾患を放置すると将来障がいを残す人で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、医療費を助成します。	福祉課
コーディネーターを活用した医療的ケア児の受入れ体制の整備	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児の受入れに必要な研修や医療的ケア児コーディネーターの適正配置を行い、受入れ体制を整備します。	福祉課 こども未来課
医療的ケア児支援の協議の場の設置	人吉球磨障がい者総合支援協議会において部会を設置し、医療的ケア児支援のための関係機関・圏域市町村の協議を行います。	福祉課
学校における医療的ケア児への支援	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童・生徒に対しては、個々の医療的ケア児の状況に応じ、共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、学校において適切な支援を受けられるよう関係機関と連携した取組を進めます。	学校教育課

（3）様々な配慮を要するこども・若者への支援

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーや外国にルーツを持つ家族に対する支援、里親制度の周知を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
ヤングケアラーに関する周知・啓発	ヤングケアラーについて、ポスターの掲示等を実施し、広く市民等に周知することにより社会的な認知度を高め、適切な支援につなげます。	こども未来課
ヤングケアラーへの連携した支援	福祉、介護、障がい、健康、学校での相談や支援において、ヤングケアラーの把握を行い、関係機関、関係部署で連携し、適切なサービスの利用につなげます。	福祉課 こども未来課 学校教育課
外国にルーツを持つこども・若者とその家庭への支援	国際化の進展により、外国にルーツを持つこどもが増加しており、そういった家庭のこども・若者と保護者が学校や地域で孤立しないよう相談や支援を行います。また、外国籍の保護者が言語の壁により、日常生活で不便が出たり、適切な制度の利用などができないことがないよう、日本語や日本の生活様式・文化を学ぶ機会を提供します。	こども未来課 学校教育課
里親制度の周知	様々な事情により、家庭での養育が困難又は受けられなくなったこども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとで養育を提供する里親制度の社会的認知度向上を目指し、市ホームページ等を活用した通年の広報活動を行います。また、10 月の里親月間では、パネル展を実施するなど広報活動の強化を行います。	こども未来課

１－２．こども・若者の安全を守る

（１）児童虐待防止の推進

こどもの様子やサインをいち早く察知し、児童虐待やいじめからこどもを守るため、関係機関と連携し、地域社会全体で早期発見、保護などの支援を行います。

また、要保護児童対策及びＤＶ対策協議会においても、関係機関との情報共有を図り連携強化に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
母子生活支援施設入所支援	未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性の他に、ＤＶ、児童虐待等により、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女性で、養育すべき児童を有している世帯を入所させ、母子の生活と自立を支援します。	こども未来課
要保護児童対策及びＤＶ対策協議会	虐待、いじめ、非行などの要保護児童やＤＶ被害者の早期発見、適切な保護・支援を図るため、構成団体による情報共有、ケース会議や個別支援を行います。	こども未来課
総合的な児童虐待防止の推進	こども家庭センター[17]を中心に、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行います。	学校教育課 こども未来課
児童虐待防止啓発活動	児童虐待の防止に向けて、児童虐待防止推進月間を中心に普及・啓発活動を行います。	こども未来課

[17] こども家庭センター…妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。

（２）自殺対策の推進

こどもが自殺に追い込まれないまちづくりに向け、学校との連携や専門的な知識・技術を有する人材による支援体制の整備を促進します。

また、こどもが自身のことを正しく理解し、悩みを抱えないよう、学習の機会づくりを推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
子ども・子育て相談及び情報提供	こどもと家庭に関する総合相談及び情報を提供し、悩み解決に向け取り組みます。	こども未来課
思春期保健事業	各学校と連携し、思春期の中学生を対象に、性に対する正しい知識を身に付け、自分らしく生きることの重要性を伝えることを目的に実施します（中学校の授業時に実施）。また、思春期の心身の悩み解決に向けた個別相談を行います。	保健センター
いじめ防止対策事業	こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談を実施します。	学校教育課
教育相談（いじめ含む）	社会福祉等の専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、相談事業を実施します。	学校教育課
学校支援アドバイザー事業	不登校児童生徒（市内の公立学校に通う小中学生）を対象にした教育支援センター（かがやき教室）、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や学校支援アドバイザーとの連携を図ります。	学校教育課

（3）犯罪等からこども・若者を守る取組の推進

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

また、こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、安全教育を推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
交通安全教室事業	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校へ出向き、交通安全教室で講話、ビデオ、実践を通して安全な道路歩行、横断歩道のわたり方、自転車走行等について学ぶ機会とし、交通マナーの定着を図ります。	地域コミュニティ課
地域の防犯対策事業	人吉市犯罪を許さないまちづくり条例に基づき、地域社会の安全を確保するために防犯パトロール隊の組織体制を強化し、地域で目を光らせて、事故や犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。	地域コミュニティ課 社会教育課
子どもの家 110 番事業	声かけ事案など犯罪や事故の抑制に向けて、人吉市青少年育成市民会議と学校の協力を得て、協力していただく個人と事業所・店舗に緊急避難場所を確保します。	社会教育課
こども王国保安官事業	老人クラブ連合会を中心に地域の高齢者や保護者が行う登下校時のこどもたちの見守り活動を支援します。	学校教育課
防犯灯の設置事業	通学路や一般道路など夜間薄暗く危険な箇所に防犯灯を設置し、犯罪を予防し地域の安全を守ります。	地域コミュニティ課
子ども・子育て相談事業	関係機関との連携のもとに、児童の養育相談や虐待、いじめ、非行、不登校、障がいなど様々な課題を持つ児童やその保護者の相談・支援を行います。	こども未来課
要保護児童対策及びＤＶ対策協議会（再掲）	虐待、いじめ、非行などの要保護児童やＤＶ被害者の早期発見、適切な保護・支援を図るため、構成団体による情報共有、ケース会議や個別支援を行います。	こども未来課
市道改良整備事業	ベビーカーだけでなく、車いすや高齢者も通行しやすいよう、計画的に歩車道整備を進めます。	道路河川課

１－３．こども・若者の成育環境をつくる

（１）生涯を通じた学び・体験の機会の充実

こどもからおとなまで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学びあうことができるような環境づくり、機会づくりを進めます。

また、こどもが交流・体験活動や遊びを通して、生き抜く力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校において様々な社会体験・自然体験の機会を提供します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。	社会教育課 こども未来課
総合型地域スポーツクラブ[18]「カルヴァーリョ・ラッソ」	こどもからおとなまで誰もが気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、心身の健康といきいきとしたコミュニティの創造を推進します。	社会教育課
人吉市スポーツ少年団	小中高校生を対象に、各スポーツ団体の組織の強化と指導者の育成を図り、競技人口の増加と競技力の向上を推進します。	社会教育課
人吉市小学校社会体育（モリスポ）運営事業	児童の運動習慣の二極化の防止及び児童の生涯スポーツの入口として運動機会を創出し、かつ児童の身体機能向上並びに健康増進を図るため、小学４～６年生の参加児童に対して、レクリエーションスポーツその他総合的な運動活動を提供します。	社会教育課
草木山川学校	こどもたちに良質な驚きと感動を引き起こし、脳を活性化させ、「生きる力」を育むといわれる外遊びをコンセプトに、豊かな自然環境を生かした草木山川学校を実施します。	社会教育課
ボランティアスクール	夏休み期間中に、学校外で福祉やボランティアに対する体験を通してボランティア意識の高揚を図り、福祉の「こころ」を育てるとともに、地域と関わり合いながら生きていく力を養います。	社会福祉協議会

[18] 総合型地域スポーツクラブ…人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

事業名	取組内容	担当課
人吉市子ども会育成連絡協議会	スポーツ大会やリーダー研修等を含め、異年齢とのふれあいや、指宿市との交流会を行いながらこどもたちの体験機会を設けます。	社会教育課



（２）居場所づくりの推進

公共施設の活用やこども・若者の居場所づくりに取り組む団体を支援することで、こども・若者が自由に遊び、安全に過ごすことができる地域力を活かした居場所、遊び場づくりを推進します。

また、こども・若者の視点に立った居場所づくりに向け、こども・若者からの意見収集に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
こども・若者の意見収集（再掲）	こども・若者の視点に立った居場所づくり等を推進していくため、学校や関係機関・団体と連携し、こども・若者の意見収集の方法を検討します。	こども未来課 学校教育課
こどもが安心して過ごす場所や機会の提供	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、こどもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	社会教育課 こども未来課
子ども食堂などへの支援	地域におけるこどもの居場所としての子ども食堂に子ども食堂運営支援補助金を支給し、運営を支援します。また、「人吉こどもネットワーク会議」において、子ども食堂運営者との情報共有等を行い、連携を図ります。	こども未来課
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等により放課後家庭にいない小学校就学の児童に対し、学童クラブで放課後の適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ります。	こども未来課
小学校低学年児童受入れ事業	放課後の居場所として、認可保育所等で小学校低学年児童の受け入れを行います。	こども未来課

（3）地域コミュニティの形成

地域コミュニティの中でこども・若者や子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援や保護者に寄り添った家庭教育支援、見守り等を推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
多世代交流の推進（再掲）	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。	社会教育課 こども未来課
あいさつ運動の実施	家庭内での親子のあいさつから始まり、学校と地域の人々がこどもたちと笑顔であいさつを交わし、住民同士がお互いに声かけを行うあいさつ運動を実施します。	社会教育課
地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、こどもたちを応援する地域や支援者の人材育成や活動を支援します。	こども未来課
地域・民間の力を発揮する仕組みづくり	民間と連携・協力し、生活困窮世帯などに対して食料や衣類などの生活用品等を無料で提供又は貸出を行う仕組みを支援します。	こども未来課
身近な地域での見守り	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。	福祉課
地域との連携による早期発見	町内会長、民生委員・児童委員[19]、地域の事業所、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭やこどもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	地域コミュニティ課 社会福祉協議会 こども未来課
地域と学校の協働による学習支援	学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部事業により、こどもが地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画し地域づくりに関わるなど、学校と地域の双方向での連携・協力を一層促進し、充実させます。	学校教育課 社会教育課

[19] 民生委員・児童委員…厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。

（4）子育て支援サービスや施設等の整備

安心して子育てをするために、身近な地域で住民や関係機関・団体などが子育てを支援することは重要な役割を担っています。

今後も地域で子育て親子を支援するボランティアや民間団体の担い手を育成し、子育てを地域ぐるみで支えあい、補いあうことができるような環境づくりを図ります。

さらに、子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えの場所、授乳スペースなどの提供による外出しやすい環境の整備に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
保育サポーター養成講座	ファミリー・サポート・センター事業やつどいの広場事業など、子育て支援事業を支える人材育成事業として、保育サポーター養成講座を開催します。	こども未来課
子育て支援団体の育成・支援	子育て親育ち[20]講座などの講習や九ちゃんクラブの活動などを通じて地域の人材育成を進め、きめ細かな子育て支援サービス提供の担い手となる団体育成を進めます。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や通院等により、一時的にこどもを預ける必要ができた際に、地域において保育のサービスを受けたい人と育児のサービスを行いたい人の会員登録制での相互援助組織をつくり、育児支援を行います。	こども未来課
地域ネットワーク体制の強化	既にある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークの強化に努めます。	学校教育課 こども未来課
福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	こども家庭センターの充実や、スクールソーシャルワーカーの活用を図り、学校と福祉関係機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待などこどもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	学校教育課 保健センター こども未来課
乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	保育施設等や学校、放課後児童クラブ、こども家庭センターなどのあらゆる機関において、こどもの様子や保護者との関わりから家庭やこどもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	学校教育課 保健センター こども未来課

[20] 親育ち…親自身がこどもを育てる過程で成長し、親としての役割や心構えを学んでいくこと。こどもが成長するように、親も経験を通じて成長するという考え方に基づいている。

事業名	取組内容	担当課
子育て応援店の登録数拡大	熊本県が行っている「子育て応援団」制度の周知と登録店舗拡大を行い、こども連れで利用しやすい店舗等が増えるよう働きかけを行います。また、商店街で行われている「子育て応援店」の取組も引き続き行います。	こども未来課
公園・緑地の整備	快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、計画的に公園や緑地の機能保全のための維持修繕を行います。また、園路や樹木、遊具などは、日常点検による安全確保に努め、安心で快適な公園空間を維持します。	都市計画課
子育て支援施設の整備	別に定める「人吉市こども・子育て支援施設整備計画」に基づき必要な整備を行います。	事業担当課



１－４．こども・若者の生活を支援する

（１）相談・情報提供体制の充実

子育てや心身の発達に関する悩み、いじめ、非行、こどもの虐待等の問題に対応するため、こども家庭センターにおけるこども自身を含めて気軽に相談できる場や体制の充実に努めるとともに、各種専門職による相談事業との連携を図ります。

また、こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報がわかりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいアプリ等を活用したプッシュ型[21]広報など、情報発信や広報の改善・強化に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
こども家庭センター	「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を統合した「こども家庭センター」において、妊産婦、子育て世帯、こども・若者を対象に専門の相談員による相談対応を行い、必要に応じて関係機関等と連携しながら解決のサポートを行います。	こども未来課
子ども・子育て相談事業（再掲）	関係機関との連携のもとに、児童の養育相談や虐待、いじめ、非行、不登校、障がいなど様々な課題を持つ児童やその保護者の相談・支援を行います。	こども未来課
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	学校教育課 こども未来課
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校やこどもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用し、各学校における相談体制の充実を図ります。	学校教育課
市ホームページ・アプリを活用した情報発信	市のホームページにおいて、乳幼児健診、予防接種等の案内や小児科休日当番医情報、保育所、認定こども園、幼稚園等の子育て支援情報を掲載します。また、妊娠、出産から育児までをサポートする「ひとよし子育てサポートアプリすくすく」を活用した効果的な情報発信を行います。	保健センター こども未来課 学校教育課

[21] プッシュ型…利用者が能動的な操作や行動を行わずに、提供する側から自動的に行なわれるタイプの技術やサービスのこと。

事業名	取組内容	担当課
相談窓口での早期発見	保護者からの相談を通して、こどもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	学校教育課 こども未来課



（２）こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策として、各種法制度等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等を含む経済的支援や保護者の就労支援を行い、家庭生活の安定を図ります。

また、こどもの将来の進路が家庭の状況に左右されることのないよう、こどもへの学習支援等の進学・就労に関する支援を行い、貧困の連鎖を防ぐ取組を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
低所得者の保育料の負担軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得者世帯が保育所・認定こども園を利用する際の保育料の負担軽減に努めます。	こども未来課
生活福祉資金貸付(社会福祉協議会)の相談	社会福祉協議会と協力し、生活困窮家庭などに対して教育資金などの生活福祉資金の貸付による支援を行います。	福祉課
生活保護費による生活費や住宅費等の支給	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活の保障と自立支援を目的として、生活費や住宅費、医療費等を支給します。	福祉課
生活困窮世帯等への学習支援	生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。	福祉課 こども未来課
保護者の就労支援	市内事業所に関する情報提供を行います。又、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。	福祉課
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、学校教育課、福祉課などが連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開します。	学校教育課 こども未来課

（3）ひとり親への支援

ひとり親家庭等を支援し、生活の安定と向上を図り、こどもの健全な成長を確保するため、国の法制度に基づき経済的支援を実施するとともに、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、こどもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
女性福祉相談事業	離婚、ＤＶ被害、病気、こどもの養育、生活困難など多様な女性の相談を受け、助言・支援を行うため、女性福祉相談員を設置しています。併せて、母子家庭の就労支援を行います。	こども未来課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が修学・就業や疾病などにより一時的に介護・保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	こども未来課
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母親又は父親が、教育訓練給付の指定講座など就業に結び付く可能性の高い講座を受講する場合に、その経費を助成します。	こども未来課
高等職業訓練促進費支給事業	ひとり親家庭の母親又は父親が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、その養成機関で２年以上修業するときに、訓練促進費を支給します。	こども未来課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知	ひとり親家庭や寡婦の人に対し、修学資金、生活資金、住宅資金などの生活資金を貸付する県の制度の周知を図ります。	こども未来課
児童扶養手当制度	母子家庭、父子家庭、未婚の父親又は母親、母親又は父親に重度な障がいがある世帯、父母がいない世帯等に手当を支給します。	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の母親又は父親及び児童に対し、保険診療に係る自己負担の一部を助成します。	こども未来課
ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	こども未来課
養育費確保支援事業	養育費の取り決めを行うひとり親家庭等に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成及び養育費保証契約を締結する際に必要な経費についての助成を検討します。	こども未来課

――― 2 ライフステージごとの施策 ―――

2－1．こどもの誕生から幼児期までの支援

（1）切れ目のない保健・医療の確保

親子が健康のための正しい知識を身に付け、こどもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

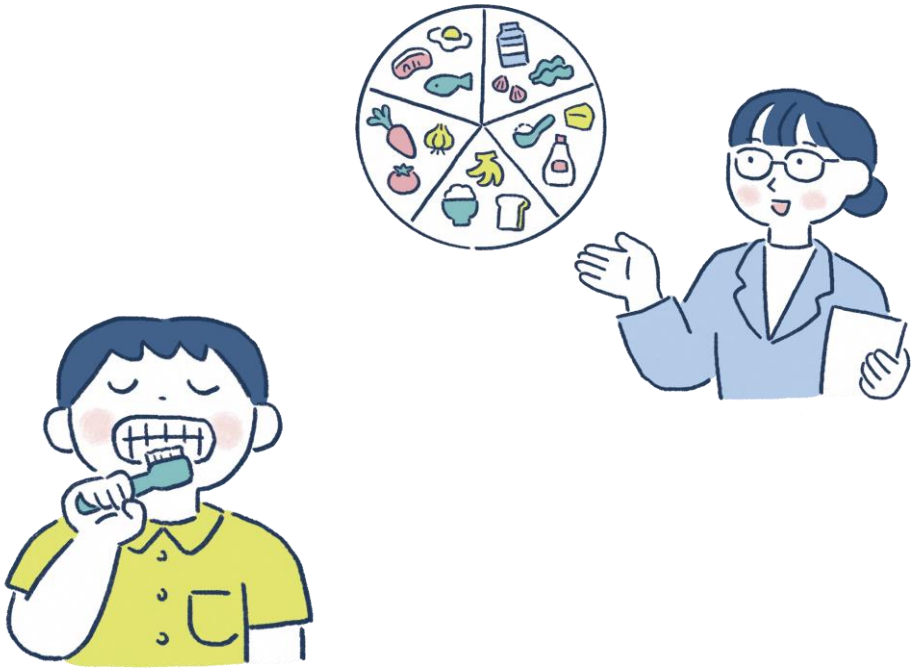
また、こども家庭センターを中心に妊娠、出産、子育て期における切れ目のない母子保健サービスの充実や健康診査等の事業に取り組み、子育て家庭に生じる不安や親のストレス解消に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
親子（母子）健康手帳交付	親子の健康管理と母性・父性の意識を高めることを目的に、母子健康手帳及び父子健康手帳を交付します。	保健センター
妊婦一般健康診査	妊娠期の異常の早期発見や健康管理を目的に、一人最大 14 回分の受診券を発行します。	保健センター
産後ケア事業	家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられないこども、また育児に不安を抱えている親に対し、育児不安を解消し、安心してこどもを産み育てやすい体制を整えます。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、健やかに成長・発達しているかを確認するとともに、虐待防止の観点から育児に関する情報提供と育児不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。	保健センター
養育支援訪問事業	養育支援が必要と思われる出産後間もない時期（おおむね１年以内）の親、ひきこもり等養育上の問題を抱える家庭やこどもの心身の発達が心配な家庭に対し、育児に関する支援や発達相談、訓練指導などを行います。その結果、こどもの健全な発達を促し、親の育児不安や孤立感の解消を図り、育児の喜びを感じながら子育てができる環境を整えるとともに、育児不安等による虐待防止を図ります。	保健センター こども未来課
５か月児学級	５か月児における離乳食開始のポイント、運動発達、病気の時の対処法、遊ばせ方等について教室を開催し、保護者の育児に対する不安を軽減し、相談しやすい場とします。	保健センター

事業名	取組内容	担当課
乳幼児健康診査	３～４か月児、７～８か月児、１歳８か月児、３歳６か月児の時期に健康診査を実施し、疾病や発達の遅れを早期に発見して、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保健センター
５歳児健康相談	４、５歳の年中児を対象に、食事や歯科面を含め、発達についてのアンケートを保護者と保育所・認定こども園・幼稚園の先生に対して行い、相談の機会を設けます。そこで、こどもの発達と適切な関わり方を見極め、親の不安を軽減しながら就学に向けた支援を行います。	保健センター
歯科保健指導事業	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校を歯科衛生士が巡回し、歯磨きの仕方や歯周病、むし歯とおやつの関係についての講話を行い、正常な口腔環境づくりを支援します。	保健センター
むし歯予防うがい事業	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校・中学校の児童生徒を対象に、フッ化物洗口液によるうがいを実施します。	保健センター 学校教育課
球磨圏域乳幼児発達相談事業（再掲）	行動面や情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、発達小児科医と心理判定員が相談に応じます。親がこどもの特性と適切な関わり方について学ぶことで、こどもの成長発達を促すとともに、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図ります。	保健センター
健康教育	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校などで、育児や食育、歯科指導などの健康教育を行い、親子が健やかに暮らせるよう支援します。	保健センター
発達相談	言語面や行動面、情緒面に心配のある乳幼児や子育てに困難さを感じている親に対し、心理判定員が発達相談を実施します。	保健センター
こどもの発育・発達の支援	全てのこどもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組みます。	保健センター こども未来課

事業名	取組内容	担当課
成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、保育所・認定こども園・幼稚園・学校や地域と連携した食育の取組などを通して、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	学校教育課 保健センター こども未来課
母子保健施策における早期発見	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	保健センター
保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	保健センター



（２）保育・教育環境の整備

生涯にわたる人間形成の基礎となる就学前の教育・保育は、一貫したこどもの育ちを重視しつつ、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の提供が重要です。こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもを取り巻く環境の変化に応じた環境づくりを行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
通常保育	保育の必要がある児童の日中の生活の場として、市内15園で、保育標準時間（11時間）もしくは保育短時間（８時間）において保育を行います。また、広域入所も実施します。	こども未来課
延長保育事業	通常の保育時間（11時間）を超えて午後６時から７時までの１時間、延長して保育を行います。夜間保育を実施している保育所では、午前７時から11時までの間延長保育を行います。	こども未来課
夜間保育	就労形態の多様化等に伴う夜間保育の需要に対応するため保育所で行います。	こども未来課
病児・病後児保育事業	就学前及び低学年児童が病中・病後で保育所等に預けられないときに、あひるハウス（増田クリニック小児科）で預かりを行います。	こども未来課
ショートステイ事業	保護者が病気になった場合などに、児童養護施設、里親宅や介護施設等において、短期間（７日以内）児童の預かりを行います。	こども未来課
トワイライトステイ事業	保護者が病気になった場合などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等で夜間に預かり、養護します。	こども未来課
一時預かり事業	通常自宅において育児をしている保護者が、育児疲れや急病、冠婚葬祭の時など家庭での保育ができない場合に、一時的に保育所等で児童の預かりを行います。	こども未来課
こども誰でも通園制度	就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる「こども誰でも通園事業」を令和８年度から実施します。	こども未来課
保育士等研修	保育士等研修会を保育園連盟との合同主催により開催し、保育士等の資質の向上を図ります。	こども未来課
幼保等小中連携協議会	保育所、幼稚園等の幼児期から小学校・中学校まで、成長の各段階に合わせた育成支援が円滑に行われ、こどもたちが各学年でスムーズに生活できるよう、関係機関で連携をとりながら支援をします。	学校教育課

事業名	取組内容	担当課
産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	保護者の産後休業や育児休業が終了する際の希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設を利用することができるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行うとともに、園との連携を取りながら受け入れ体制の確保に努めます。	こども未来課
利用者支援事業	ほっとステーション九ちゃんクラブに、子ども・子育て支援に関する総合窓口を設け、保育所・認定こども園・幼稚園などの施設や地域の子育て支援事業について必要とする支援を選択できるよう、情報の提供や相談・援助を行います。また、妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞きこども家庭センターと連携します。	こども未来課
就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	こども未来課



（3）育児への支援

身近な地域での子育て家庭の交流の場の提供や相談体制の整備、保護者の休息やリフレッシュにつながる育児支援等、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感・不安感を軽減する取組を進めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
つどいの広場事業	子育て中の保護者とこどもたちが気軽に集い交流ができる場を提供しながら、仲間づくりを支援していきます。また不安や悩みに対する相談・助言など育児支援を行います。現在は、カルチャーパレス２Ｆに「九ちゃんクラブふれあい広場」があります。	こども未来課
	九ちゃんクラブの利用者と地域住民との交流を図る目的でおでかけ九ちゃんを実施しています。	こども未来課
	九ちゃんクラブでは、利用者の趣味や特技をいかした活動ができる場、又は、仲間づくりの場の提供としてサークル活動をお手伝いしています。	こども未来課
	家族で子育てを積極的に楽しむことを目的として、ファミリー講座を開催しています。	こども未来課
両親学級	妊娠・出産に関する情報を提供するとともに、不安や悩みが解消できるよう精神面でのサポートを行います。また、育児の準備期として、妊娠中から夫婦で子育てを行うという意識の向上を図ります。	保健センター
絵本の読み聞かせ事業	７～８か月児健康診査の際、図書館スタッフが、絵本と親しむことの重要性や、おすすめの絵本を紹介し、読み聞かせの普及を図ります。また、併せてこども図書館を紹介し、親子で安らぎのひとときを感じることができる空間として活用できるよう周知を行います。	図書館
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保護者の仕事や通院等により一時的にこどもを預ける必要ができた際に、地域において育児のサービスを受けたい人と育児のサービスを行いたい人の会員登録制での相互援助組織をつくり、育児支援を行います。	こども未来課
電話相談・電話訪問	妊産婦や乳幼児の子育てについての悩みや不安などの相談に随時応じます。また、全出生児の親に電話訪問を行い、出生後間もない時期から育児支援を行うことで、不安の軽減や虐待防止に努めます。	こども未来課 保健センター
育児相談	月に１回、育児相談日を設け、経過観察が必要なこどもの育成・成長を確認し、また親の育児不安や悩みを解決することができるようにします。	保健センター

２－２．児童・生徒期への支援

（１）学校教育の充実と環境の整備

こどもの豊かな学びを育む教育活動を進めながら、一人ひとりを大切にした学習指導や人間関係づくり、また課題に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
学校支援活動	わくわくサポーター（旧学校支援ボランティア）の登録・活用により、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を支援する活動を全校区で進めます。	社会教育課
	地域住民及び保護者等の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めることにより、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成を目指します。	学校教育課
学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	学校教育課
乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育所・認定こども園・幼稚園から小学校、小学校から中学校へとこどもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、こどもの成長を切れ目なく支援します。	学校教育課 保健センター こども未来課
道徳教育の充実	人間としてのあり方や生き方の基礎となる教育を推進するため、道徳性を身に付けるとともに、人権に関する知識と実践的態度の向上を図るための教育を行います。	学校教育課
個に応じた指導の推進	豊かな人間性を育むとともに、人間としての実践的な力である生きる力の基礎を培い、主体性を持って社会的な活動に取り組むことができるこどもを育成します。一人一台端末の有効活用や、少人数授業、TT 授業[22]を実施するなど、一人ひとりの個に応じた学習指導を推進します。	学校教育課
学校支援アドバイザー事業（再掲）	不登校児童生徒（市内の公立学校に通う小中学生）を対象にした教育支援センター（かがやき教室）、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課

[22] TT 授業（ティーム・ティーチング）…複数の教師がチームとなり、各教師の特性をいかしながら、一つのこども集団を対象に、指導の全部又は一部について共同で責任を負い、協力して指導に当たること。

（２）心身の健康保持への支援

児童・生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康に関する教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
歯科保健指導事業（再掲）	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校を歯科衛生士が巡回し、歯磨きの仕方や歯周病、むし歯とおやつの関係についての講話を行い、正常な口腔環境づくりを支援します。	保健センター
むし歯予防うがい事業（再掲）	保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒を対象に、フッ化物洗口液によるうがいを実施します。	保健センター 学校教育課
食育推進委員会	平成 20 年度からの栄養教諭派遣制度により、市内全校を対象に食習慣の指導を目的として、総合的な学習の時間、各種集会などを通して各学校の状況に合わせた食育支援を進めます。	学校教育課
食育推進のための基本計画の推進	第４期人吉市健康増進計画・食育推進計画に基づき、計画的な取組を行います。	保健センター
思春期保健事業（再掲）	各学校と連携し、思春期の中学生を対象に、性に対する正しい知識を身に付け、自分らしく生きることの重要性を伝えることを目的に実施します（中学校の授業時に実施）。また、思春期の心身の悩み解決に向けた個別相談を行います。	保健センター
学校支援アドバイザー事業（再掲）	不登校児童生徒（市内の公立学校に通う小中学生）を対象にした教育支援センター（かがやき教室）、自立を援助する学習・生活指導等の実施、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課

２－３．若者への支援

（１）教育・就労・健康増進への支援

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、就学や職業選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組を推進します。

また、自身の健康状態を把握し、健康を維持・増進できるよう支援します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
奨学金制度の充実	向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して、その能力に応じた教育を受ける機会を与えるための奨学金制度により、有用な人材を育成します。	学校教育課
若年者等就職支援事業	関係機関と協力して、就職を希望する若年者、女性、中高年を対象に、就職に向けた、きめ細やかで総合的なカウンセリングを行い、就職支援を図ります。	商工観光課
ニートやひきこもりの若者の就労支援	ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、職業的自立に向けた専門的相談支援やコミュニケーション訓練、職場体験プログラム等の多様な就労支援メニューを提供します。	福祉課
ヤング健診	18～39 歳までの人を対象に健康診査を行い、若い時期から自身の健康状態の把握につなげ、健康意識の向上を図ります。	保健センター
女性特有のがん検診	子宮頸がん、乳がん等の女性特有のがんに対して、早期発見につなげるため、定期検診の実施と受診の啓発・勧奨を行います。	保健センター

（2）結婚やこどもを持つことへの支援

結婚を希望する若者に出会いの機会を提供する場の創出支援について、効果の高い取組を推進します。

また、安心して出産できる環境づくりを推進するため、妊娠・出産に対する正しい知識の周知や健康管理への支援を行うとともに、周産期医療[23]体制の充実に努めます。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
出会いのきっかけづくり事業	未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する社会人に出会いのきっかけづくりの場を提供する結婚支援に取り組みます。	復興支援課
結婚に伴う新生活への経済的支援	結婚に伴う新生活への支援として、新居の住居費や引越しに係る費用の補助について検討を行います。	復興支援課
結婚応援の店の登録数拡大	熊本県が行っている「結婚応援の店」制度の周知と登録店舗拡大を行い、新婚夫婦や今後結婚を予定している人への支援を行います。	商工観光課
不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、「不妊治療費助成事業」の制度周知、適正な利用促進に努めます。	保健センター
若者の健康づくりの推進	妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理の取組を推進します。	保健センター
医療従事者確保事業	周辺市町村、医師会、県で構成する南九州中部地域医療連携協議会を設置し、住み慣れた地域で安心して出産できる周産期医療体制の充実のため産婦人科医師の確保に努めます。	保健センター

[23] 周産期医療…妊娠、分娩に関わる母体や胎児の健康管理及び出生後の新生児の健康管理等を行う医療のこと。

２－４．子育て世帯への支援

（１）経済的負担軽減への支援

令和元年から国の制度として開始した幼児教育・保育の無償化をはじめとして、法令等に基づく児童手当といった各種手当の支給や給食費の一部助成、高校卒業まで（18 歳到達後最初の３月 31 日まで）のこどもの医療費完全無償化等により、引き続き子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
妊婦のための支援給付金	妊娠期と出産後に「妊婦のための支援給付金」を支給します。	こども未来課
児童手当制度	出生した翌月から高校卒業まで（18 歳到達後最初の３月 31 日まで）のこどもを養育している方に対して手当てを支給します。	こども未来課
子ども医療費の助成	高校卒業まで（18 歳到達後最初の３月 31 日まで）のこどもに係る医療費を全額助成します。（※ただし健康保険適用分について）	こども未来課
学校給食費助成金	小学校・中学校に在籍する児童及び生徒に係る学校給食費の一部を助成しています。	学校教育課
未熟児養育医療費助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対して、生後速やかに適切な処置を講ずるために指定医療機関において必要な医療給付を行います。	こども未来課
多子世帯子育て支援事業	３歳未満児の第３子以降の保育料を無料にします。	こども未来課
就学援助	経済的な理由によって就学させることが困難な保護者に、学用品費や給食費などの経費を援助します。	学校教育課
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、就学時健康診断時の説明や市ホームページへの掲載などいつでも知ることのできる広報に努めます。	学校教育課
奨学金制度の充実（再掲）	向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対して、その能力に応じた教育を受ける機会を与えるための奨学金制度により、有用な人材を育成します。	学校教育課

（２）家庭教育への支援

社会全体で家庭教育を支援する体制づくりを目指し、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供し、子育てに対する負担感や不安感を軽減する取組を推進します。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
子育て親育ち講座	親育ち支援講座（ＮＰプログラム）等の開催により、子育てや親としての役割について学び、同じ子育て中の母親同士の交流を通じて、自分なりの子育て方法を見つけるプログラムを実施します。	こども未来課
	ベビープログラム（ＢＰ）講座の開催により、仲間づくりや育児不安の解消、子育ての知識の学習を行い、思春期からはなひらく子育てを目指しプログラムを実施します。	こども未来課
	熊本県が行っている「親の学びプログラム」の周知と参加者の拡大に努めます。親の学びプログラムとは、子育てのポイントを身近な話題から楽しく学んでもらうためのプログラムで就学前、小学生、中高生、若者を対象に実施しています。	社会教育課
家庭教育学級	家庭はこどもにとって人間形成が行われる最初の場所であり、家庭における親の果たす役割は非常に重要であることを知ってもらうために、指定校（幼・保・小・中）の保護者に対して、学習機会の提供や、啓発活動を行います。	社会教育課
保護者の教育力向上に対しての支援	こどもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育・子育て支援に関する情報の提供を行います。	学校教育課 社会教育課 こども未来課
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	生活上の課題から悩みを抱えている保護者に対し、相談業務を行いながら、必要に応じて家事支援や育児支援を行い、関係機関へつなぎます。	学校教育課 保健センター こども未来課

（3）共働き・共育て世帯への支援

仕事と子育ての両立などワーク・ライフ・バランス実現のためには、保育や放課後児童クラブの取組等に加えて、男性の家事・育児への参画促進や、多様で柔軟な働き方の推進が重要です。固定的な性別役割分担の解消、男性の家事・育児の知識などの習得、企業に対する働き方改革や男性育休の啓発などに取り組み、共働き・共育て世帯への支援を行います。

◆具体的な取組

事業名	取組内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に努めます。	地域コミュニティ課
家族の時間づくりプロジェクト	「おくんち祭り」が開催される10月９日を中心とした連休を設定し、「子どもの学校休業日」と「大人の有給休暇取得」での休みをマッチングすることによって、家族が一緒に過ごす「家族の時間」を創出するため、有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進します。	地域コミュニティ課
男女共同参画の理解促進	性別によって労働条件に差が生じることなく、男女ともに自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市広報や市ホームページ、ＳＮＳ等の媒体を活用した啓発を行います。	地域コミュニティ課
「よかボス宣言」の推進	熊本県が取り組む「よかボス宣言」（企業のトップが、社員の仕事と結婚や子育て、介護などの充実した生活ができるように応援することを宣言すること）に関して協力して普及を推進します。	商工振興課 こども未来課
ファミリー講座（再掲）	家族全員でこどもを育てることを目的として、ファミリー講座を開催します。	こども未来課

第５章　量の見込みと確保方策

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があることを定義しています。

２．教育・保育事業

各年度の就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所[24]に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の確保内容、実施時期を定めます。

（１）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく３つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

◆教育・保育の給付認定区分

	１号認定	２号認定	３号認定
対象年齢	満３歳以上の就学前のこども		満３歳未満の就学前のこども
対象条件	２、３号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所、地域型保育	
	認定こども園		

[24] 特定地域型保育事業所…地域の子育てニーズに対応するため、比較的小規模な形態で運営される保育施設の総称のこと。2015 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、自治体の認可を受けた保育事業の一種である。

（２）提供体制、確保方策の具体的な考え方

多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要なことから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制を確保するように努めます。

計画期間を通して利用定員総数が量の見込みを上回っており、必要量の確保が十分できるため、新たな特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所等の設置は必要ないと考えます。

◆私立保育所

２号認定及び３号認定の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

◆認定こども園

１号認定、２号認定及び３号認定の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

◆私立幼稚園

１号の受け入れを進めながら、量の見込みに対する利用定員の設定を行います。

◆広域利用について

広域利用の希望については、近隣市町村と連携を取り、適切に対応します。

◆外国にルーツを持つ児童について

外国人の親を持つ児童や帰国子女など、外国にルーツを持つ児童が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

◆施設等の整備について

老朽化に伴う更新や機能強化、環境改善のための施設等の整備を必要に応じて実施します。

（３）児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる０歳から 11 歳までの児童数の推計を、令和２年から令和６年までの各年３月末時点の住民基本台帳の人口データを基に、コーホート変化率法を用いて算出しました。

◆推計児童数

単位：人

	実績	推計				
	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	149	159	154	151	146	142
１歳	171	150	160	156	152	148
２歳	155	169	148	158	154	150
３歳	205	152	166	145	155	151
４歳	170	204	152	165	145	155
５歳	217	168	202	151	164	144
６歳	225	214	166	199	148	161
７歳	262	223	212	164	197	147
８歳	237	262	222	211	164	197
９歳	260	238	263	224	213	165
10 歳	234	260	238	263	224	213
11 歳	271	234	260	239	263	224
合計	2,556	2,433	2,343	2,226	2,125	1,997

※令和６年の児童数実績及び令和７～11 年の推計児童数は各年３月末時点のもの。

（４）教育・保育の量の見込みと確保方策

◆令和７年度

単位：人

		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①人吉市の量の見込み		147	377	46	124	144
②確保方策	確保方策合計	220	456	137	172	176
	幼稚園	60				
	認定こども園（幼稚園部分）	160				
	認定こども園（保育所部分）		250	86	112	112
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	16	1	3	5
市内量の見込みに対する過不足(②－①)		73	79	91	48	32
③他自治体からの受託		7	43	12	16	20
受託を含めた過不足（②－①－③）		66	36	79	32	12

◆令和８年度

単位：人

		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①人吉市の量の見込み		145	375	45	132	126
②確保方策	確保方策合計	220	454	138	170	177
	幼稚園	60				
	認定こども園（幼稚園部分）	160				
	認定こども園（保育所部分）		247	88	112	115
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	17	0	1	3
市内量の見込みに対する過不足(②－①)		75	79	93	38	51
③他自治体からの受託		6	48	8	13	15
受託を含めた過不足（②－①－③）		69	31	85	25	36

◆令和９年度

単位：人

		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①人吉市の量の見込み		129	332	44	129	135
②確保方策	確保方策合計	185	465	142	180	183
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	185				
	認定こども園（保育所部分）		263	92	122	123
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	12	0	1	1
市内量の見込みに対する過不足(②－①)		56	133	98	51	48
③他自治体からの受託		5	47	8	10	12
受託を含めた過不足（②－①－③）		51	86	90	41	36

◆令和 10 年度

単位：人

		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①人吉市の量の見込み		130	334	42	126	131
②確保方策	確保方策合計	185	462	142	179	182
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	185				
	認定こども園（保育所部分）		263	92	122	123
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	9	0	0	0
市内量の見込みに対する過不足(②－①)		55	128	100	53	51
③他自治体からの受託		5	45	7	10	9
受託を含めた過不足（②－①－③）		50	83	93	43	42

◆令和 11 年度

単位：人

		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①人吉市の量の見込み		126	324	41	122	128
②確保方策	確保方策合計	185	454	142	179	182
	幼稚園	0				
	認定こども園（幼稚園部分）	185				
	認定こども園（保育所部分）		263	92	122	123
	保育所		190	48	55	57
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型（地域枠）		0	2	2	2
	広域利用による委託	0	1	0	0	0
市内量の見込みに対する過不足（②－①）		59	130	101	57	54
③他自治体からの受託		5	1	7	9	9
受託を含めた過不足（②－①－③）		54	129	94	48	45



３．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえ、計画期間の目標事業量を設定します。また、事業の提供体制の確保内容と実施時期（確保方策）を定めます。

①　利用者支援事業

◆事業概要

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆現在の実施状況

【基本型】

ほっとステーション九ちゃんクラブにおいて、子育てに関する総合窓口を設け、必要な支援を選択できるよう、情報の提供や相談・援助を行っています。

【こども家庭センター型】

こども家庭センターを拠点に、母子保健サービス等の情報提供や育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っています。

【地域子育て相談機関】

保育所等の子育て支援施設や場所において、妊産婦やこども・子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることのできる身近な相談機関を整備できるように検討を行っています。

◆今後の方向性

妊娠・出産・子育てについてあらゆる悩みを聞き関係機関へつなげていくことで、ワンストップの相談拠点となるよう進めていきます。

◆目標事業量

単位：箇所

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	3	3	3	3
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	0	3	3	3	3

②　地域子育て支援拠点事業

◆事業概要

地域の身近な場所で、乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆現在の実施状況

ほっとステーション九ちゃんクラブにおいて、毎週月曜日を除く週４日、午前 10 時から午後４時まで実施しています。子育て中の保護者とこどもたちが気軽に集え、情報交換等ができる場となっています。

◆今後の方向性

今後も現状通り事業を継続し、ほっとステーション九ちゃんクラブの機能をさらに発展させ、利用者と地域住民との交流を図ります。その手段として、おでかけ九ちゃんの実施や市ホームページ、ＳＮＳなどの情報発信ツールを活用し、利用者の掘り起こしにつなげていきます。

◆目標事業量

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数/月）	204	197	198	193	188
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

③　妊婦健康診査

◆事業概要

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査、また、早産予防を目的に、歯周病疾患に係る妊婦歯科健康診査を実施する事業です。

◆現在の実施状況

妊婦及び胎児の健康状態把握のため、母子手帳交付時に受診券を交付し、医療機関において妊娠中の月週数に応じ計 14 回の健康診査と妊婦歯科健康診査を１回実施し、結果の把握・妊婦の健康管理を行っています。

◆今後の方向性

今後も継続して実施します。

◆目標事業量

単位：回/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,988	1,946	1,890	1,834	1,778
確保方策	医療機関にて個別実施。 初回～14回、歯科１回 妊娠～出産前まで 初回項目：健康状態把握・定期検査・保健指導・血液型（ＡＢＯ血液型・Ｒｈ血液型・不規則抗体）・血算（貧血）・血糖・Ｂ型肝炎抗原検査・Ｃ型肝炎抗体検査・梅毒血清反応検査・子宮頸癌検査（細胞診）・風疹ウイルス抗体価検査・その他項目・超音波検査（４回）・ＧＢＳ（１回）・口腔内検査				

④　乳児家庭全戸訪問事業

◆事業概要

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健センターで実施しています。

◆現在の実施状況

乳児家庭を訪問し、子育て世帯の孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、母子保健サービスの情報提供及び養育環境の把握、子育て支援に関する必要な助言を行っています。

◆今後の方向性

今後も継続して全戸訪問を実施し、養育困難な家庭の早期発見、子育ての悩みの解消に努めます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	159	154	151	146	142
確保方策	実施体制：助産師（１名）又は保健師・看護師（３～４名）で対応 実施機関：人吉市保健センター				

⑤－１　養育支援訪問事業

◆事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆現在の実施状況

養育支援が必要と思われる出産後間もない時期の親や、養育上の問題を抱える家庭やこどもの心身の発達が心配な家庭に対し、多方面の支援につなげるよう、育児に関する支援や発達相談、訓練指導などを行っています。

◆今後の方向性

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう支援を行っていきます。

◆目標事業量

単位：件/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	51	49	46	44	41
確保方策	実施体制：助産師（１名）又は保健師（３～４名）で対応 ※育児・家事援助については、子育て世帯訪問支援事業（委託業務）において実施				

⑤－２　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

◆現在の実施状況

要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域等の関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。

◆今後の方向性

今後も継続して関係機関と連携し、支援が必要なこどもと家庭に対応します。

◆令和５年度実績

要保護児童対策地域協議会における会議の開催（代表者会：１回、実務者会：２回、個別ケース検討会議：38 回）

⑤－３　子育て世帯訪問支援事業

◆事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

◆現在の実施状況

令和４年度までは、養育支援訪問支援事業の一部に位置付けて実施しました。

令和５年度は、子育て世帯訪問支援臨時特例事業として実施しました。

◆今後の方向性

家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐように努めていきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	13	13	12	12
確保方策	14	14	14	14	14

⑤－４　児童育成支援拠点事業

◆事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

◆現在の実施状況

現在実施しておりません。

◆今後の方向性

今後、拠点整備に向けて検討していきます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3	3	3	3
確保方策		3	3	3	3

⑤－５　親子関係形成支援事業

◆事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ[25]等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

◆現在の実施状況

新米ママと赤ちゃんを対象にして「親子の絆づくりプログラム」（愛称：BP プログラム）を実施しています。

また、１歳から５歳までの乳幼児をもつ母親を対象に「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」（愛称：NP プログラム）を実施しています。

◆今後の方向性

継続して実施し、子育ての学びの場と母親同士の交流の場の提供を行っていきます。

◆目標事業量　　単位：人/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41	39	38	37	35
確保方策	41	41	41	41	41

⑥　子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

◆事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

◆現在の実施状況

本市においては児童養護施設がないため、管内里親宅、保育所、介護施設において実施しています。

◆今後の方向性

他市の児童養護施設、又は本市を含めた近隣の類似施設等へ委託できないか検討していきます。

[25] ロールプレイ…「役割（role)」と「演じる（play)」を組み合わせた言葉。日本語では「ロープレ」とも呼ばれ、現場や実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、スキルを身に付けるという学習方法のこと。

◆目標事業量

●ショートステイ　　単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	41	39	37	36	33
確保方策	41	41	41	41	41

●トワイライトステイ　　単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	4	4	4
確保方策	5	5	5	5	5

⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

◆事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆現在の実施状況

人吉市社会福祉協議会において実施していますが、利用目的の主なものとして、保護者の仕事によるこどもの一時預かりや保育所等の送迎が挙げられます。

◆今後の方向性

今後も継続して実施しますが、活動内容のさらなる周知を図り、現在の体制を維持するために今後も援助を行う会員の確保に努めます。

◆目標事業量

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件/年）	171	165	157	149	140
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

⑧－１　一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

◆事業概要

幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能部分において保育が必要なこどもに対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。

◆現在の実施状況

市の事業としては実施していませんが、幼稚園及び認定こども園において自主事業として実施しています。

◆今後の方向性

今後も自主事業として実施していただきますが、女性の就業率の増加や就労形態の多様化により利用者ニーズが増加した場合は、関係施設・団体との協議を進めていきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,093	3,051	2,714	2,735	2,651
確保方策	3,093	3,051	2,714	2,735	2,651

⑧－２　一時預かり事業（幼稚園型を除く在園児以外の一時預かり）

◆事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆現在の実施状況

市の事業としては実施していませんが、私立保育所及び認定こども園において自主事業として実施しています。

◆今後の方向性

未就園児の一時預かりについては市の事業として実施する方向で検討を行います。女性の就業率の増加や就労形態の多様化により利用者ニーズが増加した場合は、関係施設・団体との協議を進めていきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	364	357	337	333	324
確保方策	364	357	337	333	324

⑨　時間外保育事業（延長保育事業）

◆事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

◆現在の実施状況

令和６年度、私立保育所、認定こども園（幼保連携型）13 園において、午後６時から午後７時までの時間延長保育を実施しています。また、夜間保育の延長保育については、午前７時から午前 11 時まで実施しています。

◆今後の方向性

私立保育所、認定こども園（幼保連携型）13 園において実施します。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	341	335	316	313	304
確保方策	341	335	316	313	304

⑩　病児・病後児保育事業

◆事業概要

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

◆現在の実施状況

あひるハウス（増田クリニック小児科）において実施していますが、事業の実施により保護者の就労支援等につながっています。

◆今後の方向性

現在のあひるハウスで事業を継続して実施し、提供体制の確保に努めます。また、広報媒体を活用し、病児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化します。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	235	226	215	205	193
確保方策	235	226	215	205	193

⑪　放課後児童健全育成事業

◆事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆現在の実施状況

小学校１年生から６年生までの児童に対して、放課後に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るため、保育所５箇所、認定こども園９箇所で実施しています。

なお、職員の配置等の理由により、放課後児童健全育成事業の設置基準を満たさない場合は、地域活動事業（低学年児童受入れ事業）又は園の自主事業として受け入れを行っています。

◆今後の方向性

利用人数については、現在のところ実施施設で賄えている状況ですが、女性の就業率の上昇、核家族化や少子化などにより、放課後児童クラブの需要は年々高まってきています。今後も継続して事業実施していきます。

◆目標事業量

単位：人/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	518	482	478	439	428
１年生	145	118	148	114	128
２年生	129	127	102	126	96
３年生	123	110	109	88	109
４年生	63	70	59	57	44
５年生	41	38	42	35	34
６年生	17	19	18	19	17
確保方策	518	482	478	439	428
施設数（箇所）	14	14	14	14	14

＊確保方策には地域活動事業（低学年児童受入れ事業）及び園の自主事業による受け入れを含めています。

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

◆今後の方向性

基本的な利用者負担額の中で、保護者の負担を軽減する措置を講じており、個々の直接的な利用に係る費用の助成については、必要があれば今後検討することとします。

⑬　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

◆今後の方向性

既存の特定教育・保育施設により必要な利用定員を確保できていることから、新たに民間事業者の参入を促進する必要性は低いと思われますので、必要があれば今後既存施設の状況等を見ながら検討することとします。

⑭産後ケア事業

◆事業概要

出産後の心身の疲れや、育児の面での様々な悩みの解消など、安心して子育てができるよう、医療機関や助産院、又は助産師等による訪問等での支援を行い、母子の体と心のケアや育児サポートなどを行う事業です。

◆現在の実施状況

令和２年度から事業を開始し、当初１医療機関と委託契約をしていましたが、徐々に増え、現在は医療機関・助産院の計３箇所と委託契約をし、ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型全ての事業を実施しています。利用者も年々増加しており、事業の周知が図れています。

◆今後の方向性

令和７年度からは、全ての産婦が利用できるようになるため、受け皿の確保が必要となってきます。今後も委託事業所の開拓を図りつつ、産婦が必要な時に利用できるサービスとなるよう、事業を実施していきます。

◆目標事業量

単位：延べ人数/年

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ショートステイ（宿泊）型	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	3	3	3	3	3
デイサービス（日帰り）型	量の見込み	87	92	98	95	92
	確保方策	87	92	98	95	92
アウトリーチ（訪問）型	量の見込み	8	8	8	7	7
	確保方策	8	8	8	7	7

⑮妊婦等包括相談支援事業

◆事業概要

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

◆現在の実施状況

妊娠届出時に個別面談を実施し、各家庭の状況の把握、セルフプランの作成、パパ学級の実施を行っています。また、妊娠８か月頃にアンケートを送付し、希望する方へ面談実施や産前産後手続きやサービスの情報提供、産後の訪問など、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援を実施しています。

◆今後の方向性

引き続き、こども未来課と保健センターで連携し、より細やかな支援を行っていきます。

◆目標事業量

単位：回/年

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	171	165	162	157	152
確保方策	171	165	162	157	152

⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆事業概要

保育所等に通所していない０歳６か月から２歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

◆現在の実施状況

国が令和７年度に制度化し、令和８年度から全国の自治体で実施する事業で、本市においても現在

は実施していませんが、令和８年度からの実施に向け、検討を行っています。

◆今後の方向性

広く周知を行い、利用しやすい事業となるよう関係機関と調整を行い、令和８年度から実施します。

◆目標事業量

単位：人

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	量の見込み		6	6	6	6
	確保方策		6	6	6	6
１歳	量の見込み		2	2	1	1
	確保方策		2	2	1	1
２歳	量の見込み		1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1



第６章　計画の推進体制

１．推進体制

計画の取組は、行政においては福祉のみならず保健、教育、建設、防犯、雇用、企画など幅広い分野にわたります。庁内関係部署間の密接な連携を図り、国・県や関係機関とも連携しながら進めます。また、行政だけの取組には限界があり、家庭、地域、団体、企業と一体となった取組を進めることが必要となりますので、教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

（１）庁内推進体制

こども未来課、福祉課、保健センター、学校教育課、社会教育課の５課で設置している子ども・子育て調整会議で着実な計画実現に取り組みます。

（２）計画の周知

本計画の市民への周知を図るために、市の窓口やホームページで計画書を公表します。
また、本計画の内容をわかりやすく記載したパンフレットを配布します。

２．計画の進行管理

（１）取組の評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子ども・子育て会議において進捗状況・達成状況の評価を行うとともに、以後の計画推進の課題等について検討します。

（２）実施状況等の公表

計画の進捗状況や事業の実施状況、評価・検証の結果については、市ホームページ等に掲載し、市民への周知に努めます。

３．計画の見直し

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間について定めた計画です。社会情勢の変化により、計画に定める量の見込みや確保方策が変動することが考えられます。毎年の評価と併せて、必要に応じて計画の見直しを行います。計画を変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を、その他の場合にあってはこども、若者、保護者や支援に係る当事者の意見を聴きながら行います。



資料編

１．人吉市子ども・子育て基本条例

平成 25 年 12 月 25 日
条例第 52 号

目次

前文
第 1 章　総則(第 1 条―第 5 条)
第 2 章　責務及び役割(第 6 条―第 10 条)
第 3 章　事業計画(第 11 条・第 12 条)
第 4 章　子ども・子育て会議(第 13 条―第 16 条)
第 5 章　基本的施策(第 17 条―第 21 条)
第 6 章　子どもの権利擁護(第 22 条)
第 7 章　雑則(第 23 条)
附則

子どもは、私たちの生命を受け継ぐかけがえのない宝物であり、人類未来への希望である。

本市の美しい自然環境や長い歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが健やかに成長することは、私たち市民みんなの願いである。

少子化や核家族化の進行に伴い、また、過疎化や高齢化によって、地域や家庭の子育て力の低下が課題となっている今日、子どもを地域の宝として大切に育て、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備することが、私たちにとって重要な責務となっている。

私たちは、今こそしっかりと子どもと向き合い、子どもの確かな成長を見届けていかなければならない。そこで、誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じられるように、また、全ての子どもが等しくその成長に応じた出会いや体験を通して、命の大切さを学び、自立する力、他人を思いやり尊敬しあう心などを身に付けられるように育てていくことのできる環境を創り上げていくことを私たちは宣言する。そして、子どもの心身ともに健やかに生きる権利が普遍的なものとして保障され、虐待、いじめ等によりそれが侵害されるときは断固たる行動でこれを阻止し、子育て家庭が幸せを感じることができるように、地域社会全体が共に手を取り合って具体的に行動しなければならない。

ここに、子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指してこの条例を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにし、子どものための施策に関する基本的事項を定めることにより、その総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市で育つ全ての子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実

現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　子ども　18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2)　保護者　親権を有する者又はその者に代わり子どもを育てる立場にある者をいう。

(3)　地域住民　子どもにとって身近な生活圏において居住し、若しくは活動する個人又はそこに通勤し、若しくは通学する個人及びこれらの者を構成員とする法人その他の団体をいう。

(4)　学校・施設等関係者　学校、保育所、幼稚園その他の子どもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、又は通園する施設(以下「学校・施設等」という。)の設置者、管理者又は職員をいう。

(5)　事業者　市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条　子どもたちがいきいきと輝き、みんながそれを喜び合える人吉の実現を目指して、子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの人格及び子どもが有している心身ともに健やかに生きる権利(以下「生きる権利」という。)を尊重して行われなければならない。

2　子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

3　子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、子どもの年齢及び発達に応じて行われなければならない。

4　子どもを社会全体で健やかに育むための取組は、保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、又は相互に協働して行われなければならない。

（子どもの生きる権利の尊重）

第4条　保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもが有する生きる権利を尊重するとともに、相互に連携、協力して子どもが健やかに育つよう必要な支援に努めるものとする。

（子どもの意見表明及び参加への配慮）

第5条　保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、子どもが意見を表明することができ、その中で適切とされる意見が確実に反映される環境の整備に努めるものとする。

2　保護者、地域住民、学校・施設等関係者、事業者及び市は、子どもがその年齢及び発達に応じて、様々な体験又は学習の活動に自主的に参加できるような機会を作るよう配慮するものとする。

第2章　責務及び役割

（市の責務）

第6条　市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

(1)　国、他の地方公共団体及び関係機関等と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。

(2)　子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、情報の提供及び必要な財政上の措置等を講じること。

(3)　保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要

な支援を行うこと。

（保護者の役割）

第 7 条　保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1)　子どもに愛情及び関心を持ち、子どもとのふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。

(2)　子どもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら子どもの成長を支えること。

(3)　子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること。

(4)　日常における挨拶及び地域行事への参加を通して、支えあうことの大切さを学ぶため、日頃から子どもとともに地域住民との交流を図ること。

（地域住民の役割）

第 8 条　地域住民は、基本理念にのっとり、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1)　目配り、声かけ、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりに努めること。

(2)　子どもの考え及び行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。

（学校・施設等関係者の役割）

第 9 条　学校・施設等関係者は、基本理念にのっとり、学校・施設等が集団の中での遊び及び学習を通して子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1)　子どもが心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。

(2)　子どもが命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切にする心情を育む機会を提供すること。

(3)　子どもにとって、学校・施設等が安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるように、学校・施設等関係者が互いに連携し、保護者、地域住民及び事業者と協力して環境づくりを行うこと。

(4)　虐待、いじめ、不登校等については、関係機関等と連携、協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

（事業者の役割）

第 10 条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1)　子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、子どもの安全・安心の確保に努めること。

(2)　保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取

組に協力すること。

(3)　仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

(4)　医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあっては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること。

第3章　事業計画

(子ども・子育て支援事業計画)

第11条　市は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を定めるものとする。

2　事業計画は、支援法第60条に規定する国の基本指針及び同法第62条に規定する都道府県の事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

(事業計画の策定又は変更)

第12条　市は、事業計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する会議の意見を聴かなければならない。

2　市は、事業計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第4章　子ども・子育て会議

(子ども・子育て会議)

第13条　事業計画の策定その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、支援法第72条第1項の規定に基づき、本市に人吉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令5条例9・一部改正)

(会議の組織)

第14条　会議は、委員15人以内をもって組織する。

2　会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

3　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の委員)

第15条　会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が人吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　関係団体の推薦を受けた者

(3)　支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4)　保護者

2　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第16条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。
4　会議の庶務は、健康福祉部及び教育部において処理する。

第5章　基本的施策

（子どもの成長への支援）

第17条　市は、子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の推進を図るものとする。

2　市は、子どもの生きる力を育てるための学校教育環境・保育環境等の整備及び充実を図るものとする。

3　市は、子どもが地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図るものとする。

（子育て家庭及び家庭教育への支援）

第18条　市は、保護者が安心して子育てができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、必要に応じた子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等家庭及び地域における子どもを育てる力の向上を図るものとする。

2　市は、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むものとする。

3　市は、保護者が子どもの年齢及び発達に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の保護者として成長するために必要なことについて学ぶことを支援するものとする。

（相談支援体制の充実）

第19条　市は、妊娠、出産、家庭生活その他子どもの成長及び子育てに関する問題又は悩みに適切に対応できるよう総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

（協働等による施策の推進）

第20条　市は、前3条に規定する施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者との協働のもとに、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

（広報及び啓発）

第21条　市は、この条例の趣旨について、子ども、保護者、地域住民、学校・施設等関係者及び事業者の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動を効果的に行うものとする。

第6章　子どもの権利擁護

第22条　市は、子どもに対する虐待、いじめを始めとする子どもの生きる権利の侵害について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図るものとする。

2　前項の取組及び体制整備は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及びいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の趣旨にのっとり、行うものとする。

（令6条例9・一部改正）

第7章　雑則

第23条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

（令6条例9・旧第25条繰上・一部改正）

附則

（施行期日）

1　この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章、第 4 章、附則第 2 項及び附則第 3 項(子ども・子育て会議に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

（次世代育成支援対策地域協議会）

2　当分の間、第 13 条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、人吉市次世代育成支援行動計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

（人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年人吉市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（子ども・若者支援地域協議会）

4　当分の間、第 13 条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)第 19 条に規定する子ども・若者支援地域協議会として、人吉市子ども・若者計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

（令 6 条例 29・追加）

（こども施策協議会）

5　当分の間、第 13 条に規定する人吉市子ども・子育て会議は、こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 13 条第 3 項に規定するこども施策協議会として、人吉市こども計画の進捗管理及び検証について調査審議するものとする。

（令 6 条例 29・追加）

附則(令和元年条例第 44 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年条例第 9 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

２．人吉市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和６年２月１日～令和８年１月 31 日

（順不同・敬称略）

選出組織等	役職名等	氏名	備考
人吉市保育園連盟	理事	平山　猛	会長
熊本県司法書士会人吉支部	理事	岩本　健	副会長
人吉人権擁護委員協議会	こども人権委員	瓜生　貴士	
八代児童相談所	所長	小林　寿紀	
人吉市医師会		増田　隆二	
人吉市民生委員児童委員協議会	理事	有馬　チエ	
人吉市校区公民館長連絡協議会	東校区公民館長	岡本　伸一郎	
人吉市町内会長連合会	会長	尾曲　義秋	
人吉市私立幼稚園連盟	会長	山本　裕行	
人吉市小・中学校長会		沢田　美穂	
人吉市保育園連盟保護者連絡協議会	会長	磯崎　竹雄	
人吉市私立幼稚園保護者会		祇園下　千裕	
人吉市子ども会育成連絡協議会	副会長	大柿　征也	

３．人吉市子ども・子育て会議の開催経過

	開催日	審議内容
第１回	令和６年５月 29 日（水）	○子ども・子育て会議について ○第２期計画の進捗状況について ○本計画の策定について
第２回	令和６年 10 月 10 日（木）	○アンケート調査結果について ○本計画骨子案について
第３回	令和７年１月 21 日（火）	○本計画素案について
第４回	令和７年３月 18 日（火）	○本計画素案について ○パブリックコメントの結果報告



人吉市こども計画

【発行・編集】人吉市健康福祉部こども未来課
〒868-8601　熊本県人吉市西間下町７番地１
TEL：0966-22-2111　FAX：0966-24-5005

【発行年月】令和７年３月

熊本県　人吉市